

令和 8 年 6 月 橋本市議会定例会会議録（第 3 号）

令和 8 年 6 月 16 日（火）

議事日程第 3 号

令和 8 年 6 月 16 日（火） 午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

順番 7	1 番	森 下 伸 吾 君	88
順番 8	2 番	板 橋 真 弓 君	99
順番 9	13 番	田 中 和 仁 君	112
順番 10	14 番	南 出 昌 彦 君	124
順番 11	15 番	辻 本 勉 君	135
順番 12	10 番	垣 内 憲 一 君	142
順番 13	12 番	小 林 弘 君	152

議員定数 18 名

出席議員 16 名

1 番	森 下 伸 吾 君	2 番	板 橋 真 弓 君
3 番	岡 本 喜 好 君	4 番	梅 本 知 江 君
5 番	阪 本 久 代 君	6 番	高 本 勝 次 君
7 番	岡 弘 悟 君	8 番	田 中 博 晃 君
9 番	堀 内 和 久 君	10 番	垣 内 憲 一 君
12 番	小 林 弘 君	13 番	田 中 和 仁 君
14 番	南 出 昌 彦 君	15 番	辻 本 勉 君
17 番	石 橋 英 和 君	18 番	中 本 正 人 君

説明員職氏名

市 長	平 木 哲 朗 君	副 市 長	小 原 秀 紀 君
教 育 長	今 田 実 君	総 合 政 策 部 長	井 上 稔 章 君
総 務 部 長	中 岡 勝 則 君	経 済 推 進 部 長	三 浦 康 広 君
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	
健 康 福 祉 部 長	犬 伏 秀 樹 君	危 機 管 理 監	森 下 弘 茂 君
建 設 部 長	石 井 隆 博 君	会 計 管 理 者	山 本 陽 子 君
上 下 水 道 部 長	堤 健 君	教 育 部 長	岡 一 行 君

消 防 長 永 井 智 之 君
選挙管理委員会事務局長 辻 本 昌 亮 君
財 政 課 長 三 嶋 信 史 君

病院事務局長 池之内 正 行 君
監査委員事務局長 兵 衛 一 郎 君
政策企画課長 辻 本 真 吾 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 笹 山 奨
議事調査係長 中 井 ユ リ

議会事務局次長 森 本 和 也
書 記 帆 足 恵 実

(午前 9 時 30 分 開議)

○議長（田中博晃君）おはようございます。
ただ今の出席議員は16名で定足数に達しております。

○議長（田中博晃君）これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（田中博晃君）これより日程に入り、
日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6 番 高本君、12 番 小林君の 2 人を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（田中博晃君）日程第 2 一般質問を行います。

順番 7、1 番 森下君。

〔1 番（森下伸吾君）登壇〕

○1 番（森下伸吾君）おはようございます。
2 日目、一般質問、トップバッター、よろしくお願いをいたします。

ただ今、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問としまして、三世代同居・近居支援についてお聞きいたします。

近年、核家族化や共働き世帯の増加、また、

高齢者のみの世帯の増加により、子育て世代も高齢者の親世帯も、それぞれが生活に不安を抱えている状況にあります。

子育て世代にとっては、仕事と育児の両立、急な子どもの体調不良、こども園や学校行事への対応など、日々の生活の中で支えを必要とする場面が多くあります。

一方で、高齢者にとっても、日常の見守りや孤独の防止、いざというときに家族が近くにいる安心感は非常に大きな意味を持ちます。

こうした中、三世代が共に暮らす同居や、近くに住む近居は、子育て支援や高齢者の見守りだけでなく、地域コミュニティの維持、さらには定住促進にもつながる有効な形だと考えます。

例えば、和歌山市では三世代ファミリー助成金として、市外から転入する子世代が親世帯と同居または近居するための住宅取得費用やリフォーム費用を助成しています。もちろん、生活スタイルやプライバシーを重視するご家庭も多いため、同居に限定せず、適度な距離を保って支え合う近居を含めた柔軟な支援策が必要であります。

本市においても、少子化対策、子育て支援、移住・定住促進、高齢者の見守り、空き家対策など、多様な課題を抱えています。三世代の同居・近居支援は、これらの課題を横断的に解決する施策の一つになり得るのではないのでしょうか。

そこで、子育て世代の転入・定住促進策と

して、三世代同居・近居を支援する制度の導入に向け、調査研究する考えはないか、当局の見解を伺います。

続いて、2項目めになります。スマホで医師に相談できる子育て支援の充実をお聞かいたします。

少子化が進み、子どもの数が減少する一方で、子育て世代の不安などに対する相談・受診ニーズはむしろ高まっています。データを見ると、全国的に小児科診療所や若い小児科医が減少傾向にある一方で、ゼロ歳から14歳の外来受療率は令和5年に過去最高を記録しており、医療を必要とする声はますます大きくなっています。

本市においても、夜間に子どもが急に発熱したが、病院へ行くべきか分からない、救急車を呼ぶべきか判断に迷うといった保護者の切実な声が聞かれます。小児救急における受診の多くは軽症とされていますが、これは保護者の過剰な受診が問題なのではなく、背景には、判断に迷ったときにすぐに専門家へ相談できる窓口がないという現状があります。

そこで、有効な解決策として注目したいのが、オンラインによる相談窓口の設置です。これは診断や処方を行うものではなく、子どもの症状や育児の悩みについて専門家から適切なアドバイスを受け、受診の目安や家庭での応急処置を知るための仕組みです。

この取り組みは、単なる利便性の向上にとどまらず、橋本市が安心して子育てができるまちであり続けるための重要な施策であると考えます。保護者の不安を軽減して適切な受診行動へ導き、ひいては地域の救急医療体制の負担軽減にもつながるオンライン相談制度の導入に向け、調査研究する考えはないか、当局の見解をお伺いしまして、壇上からの私の1回目の質問といたします。

○議長（田中博晃君）1番 森下君の質問項

目1、三世代同居・近居支援策に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）皆さん、おはようございます。

それでは、三世代同居・近居支援策についてお答えします。

三世代同居・近居が家族間の支え合いを通じた子育て支援や、高齢者の孤立防止、空き家対策の推進、移住・定住促進など多様な課題の解決に寄与すると認識しています。

本市では、全ての子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援、乳幼児健診や医療費助成など、子育て家庭に対する様々な支援に取り組んでいます。

また、高齢者の見守り支援においては、高齢者等見守り・安心ネットワーク事業や高齢者配食サービス見守り事業、愛の一声運動等の取り組みを通じて、関係機関と連携した安否確認を行うとともに、第2層協議体による見守りや地域の通いの場といった住民同士の助け合いの動きを支援することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに努めています。

議員おただしの三世代同居・近居について、本市の子育て支援や高齢者の見守り支援の中で特化した支援策は設けていませんが、空き家対策や移住・定住促進に関する施策の中で、三世代同居・近居につながる取り組みを実施しています。

例えば、空き家対策を推進する上で、核家族化や高齢単身世帯の増加による空き家の発生の予防が必要不可欠と考え、地域を対象にした空き家の出前講座の中で、空き家バンク登録物件を活用した親世帯と子世帯の近居の

メリットを説明するなど、三世代同居の促進に取り組んでおります。

また、移住・定住促進事業として、平成27年度から転入夫婦新築住宅取得補助金制度を設けており、対象者に対し30万円を交付しています。

直近5年間における受給者アンケートの結果では、55%の世帯が夫婦いずれか、または双方が本市出身者である、いわゆるUターン世帯となっています。さらに、このUターン世帯のうち68%は市内で新築住宅を取得する理由として、親が住んでいるからと回答しています。このことから、当制度が単に市外からの転入者を増やすだけでなく、本市出身者のUターンを促進するとともに、親世代との同居・同居を視野に入れた住宅取得を後押しするという効果もあると考えています。

以上のことから、本市では、現在も各施策複合的に三世代同居・同居を支援していると考えており、新たな制度の構築については考えていません。

○議長（田中博晃君）1番 森下君、再質問ありますか。

1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）それでは、再質問をさせていただきますと思います。

私の話で恐縮なんですけど、私も子どものときは三世代同居でありました。私、親が共働きでしたので、出かけているときは祖母が私たちの兄弟を見てくれていました。また、私が親になったときには、近くに住んでいる私の両親に子どもを預けたりしたことも度々ございました。昔の日本では当たり前のようにあった三世代同居・同居が、現在では核家族化が増えてきていると思います。

孫にとってもおじいちゃん、おばあちゃんから教わることも多いですし、また、おじいちゃん、おばあちゃんにとっても、孫と接す

ることで精神的に満たされることもあると思います。

一般論になると思いますが、子育て・高齢者対策として、三世代同居・同居は福祉部門にとってとてもメリットが多いと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

三世代同居・同居についてでございますけれども、まず、子育て世帯にとりましては、親世帯が近くにいることで、育児の悩みを抱え込まずに相談できたり、また、子どもの送迎でありますとか、急な体調不良時の対応などの支援が受けやすくなるなど、安心して子育てできる環境につながるものというふうに考えております。

また、高齢者にとりましても、子や孫が近くにいることによる安心感でありますとか、日々の声かけによります孤独死であるとか体調急変のリスクの軽減、そういったことに加えて、日常生活の張り合いにもつながるなどの効果が期待できるというふうに思います。

同居・同居により、子育てに対する考え方ですとか生活リズムなど、世代間における価値観の違いによりまして精神的ストレスを生じる場合もあるかと思いますが、今申し上げましたように、子育て世帯や高齢者にとりまして、身近な家族の存在がもたらす安心感、また、世帯間で支え合う関係というのはメリットであるというふうに考えます。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）もちろん福祉部門にとってもデメリットはあると思いますが、メリットも多いということが今のご答弁で分かりました。

それでは、住宅施策についてちょっとお聞きしたいと思います。

国の国土交通省では、今後の日本の住宅市場やまちづくりの方向性を示す住生活基本計画というのを発表しております。この基本政策では、子育て世代における多様な住まい、働き方を踏まえた三世代同居や近居など、それぞれの居住者が希望する、子育てをしやすく働きやすい居住環境の充実に掲げて、三世代同居対策改修工事に係る工事費の補助制度や所得税の特別控除を実施しています。

そこで、橋本市では、この国土交通省の住生活基本計画に基づいて、この三世代同居や近居を促進するために、今こういった取り組みをしているのかお聞かせ願います。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）三世代同居あるいは近居を進めるための建設部としての取り組みを3点ほどご紹介させていただこうかと思います。

まず1点目が、空き家対策に関する取り組みといたしまして、壇上でも答弁させていただきました出前講座について、もう少しだけ具体的にご説明をさせていただきますと、親世帯または子世帯の居住地の周辺の物件を検討されている世帯が空き家バンク制度を利用して近距離の物件を検討していただくことで近居を促進できるというふうに考えております。

城山台とか三石台のような住宅地では特に有効であるというふうに考えておりまして、令和4年度に空き家発生予防プロジェクトとして城山台地区で開催いたしました出前講座におきまして、ご参加いただいた126名の方々に、高齢化や空き家増加に対する有効な対策といたしまして、エリア内で空き住戸を活用した三世代近居のメリットというのをご紹介させていただいております。

2点目が地域優良賃貸住宅を活用した近居

の促進ということで、地域優良賃貸住宅はご承知のとおり、中所得以下の子育て世帯ですとか高齢者世帯を入居対象とした公的な賃貸住宅でございます。間取りが2Kとか2DK、3DKというふうに、三世代同居には少し手狭になりますが、三世代近居には適した住宅だというふうに私たちは考えております。

令和4年度に同住宅の前入居者に対しまして、三世代近居のメリットを記載した書面を配付しまして、休日内覧会への参加を呼びかけたり、三世代近居を促進しているところでございます。

最後、3点目なんですけど、これは現在検討中の仕組みではあるんですが、公営住宅の新たな活用方法ということで、市営住宅におきましても単身高齢者というのは増加しておりますので、子世帯の近居による安心した住生活環境の提供というのが課題となってきております。

現在、例えばエレベーターのない4階建ての住宅の3階とか4階のように、募集をかけてもなかなか応募がないような市営住宅の空きストックの一部を地域優良賃貸住宅のような中所得世帯向けとしてみなし運用をすることで、三世代近居の促進、安心して生活できる住環境の提供につなげられないかということで、空きストックの活用手法の一つとして現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。

住宅施策のほうもいろいろといろんな対策をさせていただいているというふうなのが分かりました。実家の近くにある空き家の子世帯が取得して住む空き家を活用した近居は、移住・定住の促進だけでなく、空き家対策やその発生予防にもつながる非常に重要なものだと思います。

先ほどからもお聞きしていましたが、もう少し具体的にお聞きしたいなと思うんですが、現在、転入夫婦に向けた新築住宅取得の補助金などが交付されていますが、空き家の取得とかそれに伴うリフォームに対して補助制度が用意されているのかどうか、その点についてお聞かせ願えますか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

まず、移住・定住に関する施策についてお答えしたいと思います。

平成30年より、空き家を活用して移住者に対して補助金を交付しております。一つ目が、橋本市空家お試し暮らし・移住応援補助金としまして、市外在住者がわかやま空き家バンクまたは橋本市の空き家バンクに登録している住宅を賃貸する場合に、最大3か月の家賃及び賃貸仲介手数料の2分の1を交付しております。その交付実績は合計8件、今までで8件で53万7,000円となっております。

二つ目が、橋本市空家移住応援補助金としまして、本市への移住のためにわかやま空き家バンクまたは橋本市空家バンクに登録されている住宅を取得する場合に、その取得費の一部を補助しております。その交付実績は合計19件で、390万円となっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）令和7年度に空家等譲渡及び若者定住促進助成金制度というのを創設しております。これを活用していただけるケースというのもあるのかなというふうに考えております。

所有者が、ただでもいいからもらってほしいと考えるような空き家とか空き地の無償譲渡を受けられた若者世帯が、空き家を建て替えたり、空き地に新築して定住したりといっ

た場合に最大70万円を助成する制度でございます。

助成対象としておりますのは、物件の取得費ですとかリフォーム費用というわけではなくて、仲介手数料ですとか所有権移転登記に要する費用など、物件取得の際に必要な諸費用に相当する額というふうにしております。令和7年度での助成の実績はございませんけれども、本制度をきっかけとして5件の空き家、空き地が無償譲渡に至っております。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。

空き家の賃貸や取得に関する補助金の実績、今ご紹介いただきました。その辺も理解いたしました。いろいろ取り組んでいただいているんやなというふうに思います。

それでは、新築の住宅を取得するときに、今、市で用意されておる転入夫婦新築住宅取得補助金については、今現在どのような交付実績があるのか、その点についてもお聞きます。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

平成27年度から開始しております転入夫婦新築住宅取得補助金の交付実績につきましては、合計345件で1億1,330万円となっております。1,113人の移住者獲得につながっておりますということになっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。

本当にたくさんの方にご利用いただいているということでありました。壇上でもご紹介あったように、その取得の際にアンケートを取られておりますよね。その際に、いわゆるUターン世帯のうち、約70%の方が親世代が

住んでいるから橋本市に住宅を購入したんだというふうに答えておると思います。ということは、三世代近居を後押しする制度が有効だというふうにも思いますが、その点いかがですか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

アンケート結果では、当然、親が近くに住んどるんだというところのアンケート結果が多いということになります。このアンケートというのは、転入してくる夫婦にとっての、僕たちが見えない心の中を示したアンケートということになりますので、そういう回答が多いということは、当然、三世代同居につながるものであるというふうには考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）やっぱりそこにつながってくるんじゃないかなと思って、私も今回質問させていただいておるんですが、せっかくですので、その転入夫婦新築住宅取得補助金、例えば昨年度は、これだけの予算を用意していてもいっぱいだったのか、それともまだまだ余裕があったのか、募集に対して。その点、もし分かれば教えてもらえますか。その辺はデータ的にはないですか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）すいません、ちょっと数字を持っていませんので、後ほどさせていただきますと思います。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）すいません。数字なので先に言っておけばよかったんですが、申し訳ないです。そこ、今ちょっと気になったのでお聞きしましたが、今までいろいろとお伺いさせてもらいましたが、本市では新築や空

き家取得の補助はいろいろと行っていていただいています。ただ、やはりリフォーム支援がないという点であれば、国土交通省の指針、先ほど紹介していただいた指針や他市の先進地事例に比べて、やっぱり不十分じゃないかなというふうにも思います。

特にこの物価高騰が続く中で、若い世代にとって新築を購入するということは、今、ハードルが高くなっているんじゃないかなというふうにも考えられます。ですので、これからは中古の住宅のニーズが高まってくる中で、やはりリフォームへの支援というのはこれからも考えていかないといけないんじゃないかなと思います。

私が、実はこの質問は、平成27年に最初の質問をさせていただきました。それから10年が経過して、核家族や高齢化もさらに進んでいます。当時の前向きに検討するという答弁を踏まえて、改めてもう一度質問をさせていただきたいと思うんですが、三世代同居・近居を促すため、空き家のリフォームや実家のリフォームを対象とした補助金制度の創出、また、既存の拡充について、現在どのように今検討されているのか、もう一度お聞かせ願えたらと思います。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）リフォーム費用の助成制度につきましては、三世代同居や近居に関する実態ですとか支援の需要等が把握できておりませんので、現時点では新制度の創設も、既存の制度の拡充というのも予定はしておりません。

実態を把握した上で、こういった支援を求められているのか、財政支援以外にできる効果的な促進施策はないのかといったところを検討しまして、関係部局での連携体制も整えながら、段階的に方針を定めていきたいというふうにあります。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）先ほど部長からもありましたように、三世代同居・近居について、どの程度希望する家庭がいるのかということ調査しないと分からないというようなこともございましたので、どうでしょう、一度調査できるものならしていただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）調査方法、いろいろあると思うんですが、まちづくりアンケートですとか、そういったところを活用いたしまして、調査のほうに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）よろしく願いをいたします。

橋本市の長期総合計画では、出生数の改善に向けて、まち全体で子どもを育むという重点プロジェクトが掲げられています。先ほども言いましたように、三世代支援については、私は平成27年、11年前にも同じ一般質問をさせていただいています。11年もたてば、この壇上における行政の皆さん方、執行部の皆さん方も変わっていますし、世間の情勢も変わっています。11年前は新築を買って移住する方が多かったかもしれませんが、現在では状況が変わってきていると思います。今の時代に合った、橋本市に合った施策を行わなければならないと思います。

何度も言いますが、この三世代同居・近居は、子育て支援や高齢者の孤立防止、空き家対策の推進、移住・定住の促進、さらには学童保育の対策にもつながるというふうにも考えます。一つの部署だけではなく、ここは横断的に各部署によい影響をもたらす政策をぜひともまた考えていただければなというふうに思いますが、総合政策部長、先ほど答えて

いただきましたが、いかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）議員おっしゃることは一定理解したつもりであります。しかしながら、壇上でも答弁させていただきましており、様々な施策の中で、今、三世代同居も含めて取り組んでいるところですので、アンケートなんかもしっかり調査しながら、その辺のニーズについてもしっかり把握していきたいというふうに考えます。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。

ぜひとも調査研究をしていただきまして、私がまだ10年後もいるかどうか分かりませんが、ここでまた同じような質問をしなくてもいいように、またぜひとも考えていただいて、実現に向けて取り組んでいただけることを念願しまして、一つ目を終わりたいと思います。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）答弁保留となっております件についてお答えします。

昨年度、約1,000万円の補助金に対しまして750万円の執行率ですので、4分の1ぐらいは残っておったという結果になりました。昨年度ですけれども。

以上です。

○議長（田中博晃君）よろしいですか。

次に、質問項目2、スマホで医師に相談できる子育て支援の充実をに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（犬伏秀樹君）登壇〕

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）スマホで医師に相談できる子育て支援の充実をについてお答えします。

現在、夜間や休日における子どもの急病時の相談先としては、和歌山県が実施する子ども救急相談ダイヤル＃8000があります。この

ダイヤルは、保護者が医師や看護師から症状に応じた対処方法や、すぐに受診をしたほうがよいか、あるいは救急車を呼んだほうがよいかなど、判断に迷う場合の助言を受けることができるようになっていきます。

また、平日は午後7時から翌朝9時まで、土・日、祝日、年末年始は午前9時から翌朝9時まで365日対応しており、相談体制は手厚いものとなっています。

議員おただしのように、スマートフォンを活用したオンライン相談は、電話相談に比べ、写真やチャット機能などを活用することで保護者が落ち着いて相談しやすく、安心感を得られやすいという利点があります。

一方、導入にあたっては、現在運用されている＃8000との関係に加え、新たな公費負担が継続的に必要となることから、まずは先進自治体の導入事例や利用状況、費用対効果、民間サービスの活用方法などについて情報収集していきたいと考えます。

あわせて、現在運用されている＃8000については、先ほども申し上げましたとおり、夜間や休日を含めた手厚い相談体制が整えられていることから、保護者が必要なときに利用していただけるよう、引き続き周知に取り組んでまいります。

○議長（田中博晃君）1番 森下君、再質問ありますか。

1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）それでは、再質問をさせていただきますと思います。

子どもの状態が緊急性を要するときは、迷わず119番、救急へ電話すべきだというふうにも思います。橋本市で子どもの救急搬送というのは一体どれだけあるのか、また、その症状、重症なのか軽症なのか、もしその辺も分かれば教えていただければと思います。

○議長（田中博晃君）消防長。

○消防長（永井智之君）質問にお答えいたします。

小児の救急搬送の件数ですけれども、過去3年間の状況ですが、令和5年が総搬送件数の約4%に当たる111人、令和6年が約4%の112人、令和7年が約4.2%の118人となっています。

搬送先につきましては、多くは市民病院に搬送させていただいているところですが、症状等により和歌山市内の医療機関へ搬送する場合もございます。

また、傷病程度につきましては、結果的に軽症であるケースが多い状況です。しかしながら、子どもは症状が急変する場合もあることから、救急隊といたしましては、保護者の不安や症状の経過等を踏まえ、適切に医療機関へ搬送することに努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）年間約120件ぐらいということでしたので、ということは、1か月に10件ぐらいあるということですね。搬送されている。私、思ったよりも多いなというふうにも思いました。さらに、症状は比較的軽症がやっぱり多いんだなというふうなことも分かりました。

壇上でご答弁いただきましたが、救急の相談ダイヤル＃8000の説明がありましたが、私も＃8000を決して否定するわけではございません。このオンライン相談は、あくまでも現在の取組みを補完、補ってくれるものだというふうにも考えております。その点を踏まえて、少し資料を見ていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

この資料は、令和6年の＃8000の情報収集分析というのを厚生労働省が発表している内容になります。少し拡大をします。ここで見

ていただきたいのが、これ、＃8000の時間帯別ニーズです。どの時間帯によく＃8000に電話がかかってきているかという時間帯なんです、この一番ピークになっているところ、一番この上に上がっている、ピークになっているところは何時かといいますと、19時から20時が一番のピーク時ということになっております。

次に、この＃8000を対応している、＃8000に電話すると、向こうで電話を取ってくれますが、その取ってくれた方が、誰が対応してくれているかということなんです、その結果、この一番下にも書いていますが、医師の助言・対応は0.2%で少ないということでした。ですから、医師が対応できるということは少ないということですね。ほとんどが、そしたら誰なのかというと、看護師であるとか、そういった方が対応していますので、もちろん診断はできません。これはあくまでも助言ということになると思います。

次に見ていただくのが、このシステムを取り入れています海南市のホームページになります。これが海南市のホームページ、後でまた詳しくお聞きしますが、この海南市のホームページで載っておるオンラインの相談窓口のページになります。この中で、三つ相談ができると、大きく分けて三つ相談ができるというふうになっています。一つは、ここにありますように、小児のオンライン相談です。二つ目が、産婦人科のオンライン相談。三つ目が24時間365日いつでも相談を受け付けるという、この三つがあります。

ここで見ていただきたいのが、相談方法なんです、相談方法はLINEのアプリを使います。ですので、電話だけではなく、チャットやテレビ電話、いわゆる画面を見ながらその対応をしてくれるということになります。もちろん費用は無料になります。通信費

は要りますけど。利用時間になりますが、平日の午後6時から午後10時までです。先ほど＃8000の利用時のピークを見ていただきましたが、その利用時のピークは午後7時から8時ということでございましたので、十分この間の時間帯にも当てはまるということになります。しかも、ここで対応していただくのは、小児科の医師であったり、産婦人科の医師であったり助産師であります。このシステムには250名の医師がもう登録をされておることでもあります。

先ほども、その下にもありますように、いつでも相談は24時間365日いつでも相談を受け付けていますよという相談方法になっております。

次に見ていただきたいのが、これは、実際にオンライン相談の効果を東京都のDX推進実証実験というのをされて、その結果なんですけども、世田谷区と板橋区の実証実験参加者352名を対象にアンケートを取った結果であります。これを見ていただいたら分かるように、実際に窓口で対応、相談したという方は、その全体の中で11名でした。オンラインのみで相談したというのは117名いらっしゃいました。オンラインと窓口両方を利用したというのが39名でした。ですから、自治体の相談窓口で実際に相談された方は50名、オンラインを使ったよという方は156名いたということでもあります。ですから、3.1倍の相談件数があったという結果であります。ありがとうございます。以上、資料になります。

では、一つ一つまたお話を伺いたいと思いますが、先ほどの答弁では、先進自治体の事例などの情報収集をしたいというふうにありました。海南市、このシステムを導入しているということでありましたので、その点についても何か知っている点があれば教えてくださいませんか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

海南市の取組みで承知している点というところでございますけれども、今、議員も資料を用いてご説明いただいたところとかぶるところもあるかと思いますが、その点すいません、ご了承いただきたいと思いますけれども。

まず、スマートフォンを活用して、小児科医、産婦人科医などに相談できるサービスということで、平日の18時から22時まで、事前予約によって、最短15分後から相談できるリアルタイム相談という仕組みがまず設けられているというところでございます。

このリアルタイム相談では、先ほど資料でもございましたが、LINEを活用したチャット、音声通話、あと動画通話による相談が可能というふうになってございますので、こちらの認識といたしましては、電話だけでは伝えにくい子どもの症状であるとか、保護者の不安についてより具体的に相談できる点というのが特徴であるのかなというふうに認識してございます。

あと、先ほど、いつでも相談ということでも少し議員触れていただいていたかと思いますが、今申しましたリアルタイム相談に加えまして、24時間365日、曜日や時間帯に関わらず相談を受け付けるいつでも相談という仕組みがあるというところでございます。

このいつでも相談につきましては、利用者がウェブページから相談内容を入力して送信すると、原則として24時間以内に小児科医、産婦人科医、助産師などの専門職からメールで回答を受けられる仕組みになっているという形で、承知のほうをさせていただいているところです。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）ありがとうございます。

先ほど部長からもお話があったように、いつでも相談というのがあるということで、これは365日24時間いつでも相談を投げかければ、その答えを返してくれるということでもあります。このような取組みは、やはり行政の開いていない開庁時間以内に相談できない方や、相談するかどうか迷っている方にとっては、気楽に専門家へ相談できる安心材料となっていて、子育てに優しいまちづくりにつながるというふうにも私思いました。その点についてはどうでしょう、どうお考えでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）お答えいたします。

いつでも相談というところについてなんですけれども、メリットといたしましては、今おっしゃっていただきましたような市役所の開庁時間内に相談することが難しい方、あるいは相談するほどの内容なのかどうかというふうに迷っておられる方にとって、時間を気にせず相談できる点というところは、保護者の不安のそういった軽減につながる取組みではあるかなというふうに思っております。

ちょっと本市の今現在の取組みと重ねて、思いというか、お話しさせていただきたいんですけれども、現在、本市におきましては、保健師あるいは助産師による妊婦等包括相談事業を始めまして、妊娠期から子育て期まで、対面での相談を通じて保護者の不安に寄り添い、必要な支援につなげる取組みというのを行っております。

対面での相談というのは、相談内容だけではなくて、保護者の表情や疲労の様子、子どもの状態、家庭での困り事の背景などを把握しやすいことから、支援が必要な家庭を早期に把握して、関係機関と連携した支援につなげることができると思っております。こうし

た相談事業におきましては、保護者の皆さんに気軽にいつでも相談できる場所として認識していただくことが重要でございまして、本市としては、顔の見える関係づくりというのを大切に日々取り組んでいるところでございます。

オンライン相談の導入というところにつきまして、先ほど申し上げましたような一定のメリットというものはあるというふうに認識はしておりますけれども、その一方で、これまで本市が大切にしてきたこの対面での相談、保健師、助産師、こういった方との継続的なつながりが希薄になっていかないかという点が懸念事項であるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）1番 森下君。

○1番（森下伸吾君）私も、悩みのあるお母さんは、ぜひとも橋本市の相談窓口を利用してもらいたいというふうにも思います。しかし、さっき見ていただいた資料、最後の東京都のデータにもありましたように、オンラインのみの相談を行ったお母さんが3分の1もおるということであります。このデータから考えると、やはりこの時代、ネットでの相談窓口の必要性があるんじゃないかなというふうにも考えます。そうでないと、悩み事があるお母さんがインターネット上にある情報だけで判断されると、その情報が正しいのかどうか分かりません。

私も3月の一般質問で取り上げたように、ネットにはやはりフェイクニュース、フェイク情報というのがたくさんございます。だからこそ信頼できる情報源を橋本市が提供するというのは、これは橋本市の責任でもあると思います。その点いかがですか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）先ほどのお答

えと重複するかもしれないんですけども、ネットでの調査といいますか、情報を取得する部分についての危険性とかというのは、今、議員おっしゃっていただいたような、そういうところはあろうかと思います。

それを踏まえましてなんですけれども、オンライン相談というところについては、行政の閉庁時間、あるいは先ほど申しましたように、相談をためらうといったところで、スマートフォンなどを通じて気軽に相談できるというところから、この子育て世帯の方の不安の軽減というところについて一定のメリットがあるというふうに認識のほう、重ねて申し上げますが、しておるところでございます。

一方で、これも先ほどの繰り返しになるんですが、本市ではそういう保健師、助産師による対面での相談、そういったところを通じて保護者の不安に寄り添い、必要な支援につなげる取組みというのを行ってございまして、この対面での相談によって、保護者や子どもの様子を直接把握することによりまして、虐待の予防であるとか早期発見にもつながる、この対面の相談というのはそういう重要な役割も担ってございますので、オンライン相談、そういうネットというところの中で、利用者がそちらのほうを、確かに使いやすいので、そちらのほうを重視するがゆえに、この関係性というのが希薄化するのではないかなという、そういう懸念もございます。

今回、議員ご提案いただいておりますこのオンライン相談の導入につきましては、今申しましたメリット、あと懸念事項を踏まえて、これは壇上の答弁にもなりますけれども、海南市などの先行自治体の取組み状況、利用実績、運用上の課題、そういったことを情報収集させていただきながら、保護者が気軽に専門職へ相談できる仕組みとして、本市の相談体制との連携の在り方も含めて調査研究させ

ていただきたいというふうに思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）1 番 森下君。

○1 番（森下伸吾君）ありがとうございます。

調査研究していただけるということでございますので、そこは期待して待ちたいなとは思いますが、ただ、やはりこの新しい取組みをやる、オンライン相談を導入するという事になれば、やはり課題となるのが費用面であると思います。昨日からもいろいろと財政面で大変な市の状態であるというふうなお話もございましたが、子育て世代にとって有用な取組みであっても、市の単独で財政負担が大きければ、導入に慎重にならざるを得ない面もあると思います。

一方で、国や県の補助制度が活用できるのであれば、市の負担を抑えながら導入を検討できるというふうにも思います。現時点で把握している、そういった財政支援がないのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）仮に、このオンライン相談を導入するというふうにした場合の補助制度、今現行でないかなというところなんですけれども、子ども・子育て支援法、こちらの中の妊婦等包括相談支援事業に位置付けられるものと考えられます。もし、その場合の補助率というのは、国が2分の1、県が4分の1で、市が4分の1という形になります。

以上です。

○議長（田中博晃君）1 番 森下君。

○1 番（森下伸吾君）ありがとうございます。

財政支援があるということでございますので、その点、財政担当者の方にはこの点も考慮していただければなというふうにも思います。

何度も言いますけども、現在の橋本市の取組みを私、決して否定するものではございません。しかし、担当者の皆さん方の対応できるキャパシティというのは決まっておると思うんです。ですから、このオンライン相談窓口というのは、皆さんの業務を補完するもの、補ってくれるものだというふうにも考えております。

本当に我々の固定概念では判断できないことがあるんじゃないかなというふうに思います。ですから、固定概念に縛られてはいけないんじゃないかなというふうにも思いますので、ぜひ調査研究をしてもらって、悩んでいられる親御さんもそうですし、担当課の皆さんの業務負担軽減にもつながると思います。お互いがよかったと思えるような、そして、安心して子どもを産み育てることができるまち橋本市となることを念願しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（田中博晃君）1 番 森下君の一般質問は終わりました。

この際、10時30分まで休憩いたします。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番8、2 番 板橋君。

〔2 番（板橋真弓君）登壇〕

○2 番（板橋真弓君）皆さん、おはようございます。早速、質問に入りたいと思います。

ただ今、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

今回は2 項目、1 項目めは、誰一人取り残さない災害対応～女性の視点を生かしてということで、東日本大震災以降、防災分野にお

ける女性参画の必要性が指摘されてきた。しかし、防災会議や地域防災組織における女性比率は依然として低く、避難所運営等においても、女性や要配慮者の視点が十分反映されていない現状があった。

その後、いわゆる従来の組織・指示型防災に対し、関係性・信頼型のネットワーク防災の有用性が指摘され、防災人材育成事業として、全国6地域で女性防災リーダー育成事業が実施された。

令和6年能登半島地震では、様々なスキルや知見を持つ女性防災リーダーや民間支援団体等が女性共同参画の視点からの被災者支援に長期的に取り組む、全国的なネットワークを構築する動きも見られた。

そのため、国は令和8年3月13日閣議決定の第6次男女共同参画基本計画において、地方公共団体が多様な立場の女性防災リーダーや民間支援団体等とも平常時から連携し、多様性及び複合的に困難な状況に配慮し、共に地域防災力の向上に取り組んでいけるよう国として後押しする必要があるとして、特に地方公共団体で災害対応に携わる女性職員、女性防災士、地域の女性防災リーダーと組織の枠を超えた女性の防災人材のつながりを強化するため、ネットワーク構築に向けた取組みを推進する。また、防災の現場における女性の参画拡大の取組みとして、女性防災リーダーや女性防災士等の育成及び育成した女性防災人材の活躍を支援する地方公共団体や民間団体等の事例を展開し、全国的な女性防災人材のネットワークの構築・拡大に向けた取組みを促すとしている。

本市の現状と今後の取組みについて伺う。

次に、2項目め、増える在住外国人のためのワンストップ相談窓口の設置について。

本市において増加する在住外国人への生活支援は、地域共生社会の実現に向けた喫緊の

課題である。現在は、住民登録から、子育て、教育、税等、多岐にわたる行政手続きにおいて縦割りによる負担が生じており、移住者が安心して暮らせる環境づくりが求められている。

そこで、行政手続きの案内や多言語による生活相談を1か所で集約して対応できるワンストップ型総合相談窓口を設置し、アウトリーチ型支援も含め、必要な機関につなげる仕組みづくりが必要と考える。

また、地域との摩擦を防ぐための生活ルールの初期ガイダンスの実施についてや、平時のワンストップ支援で培う信頼関係が災害時の迅速な避難支援等にもつながるという視点からも、今後の連携体制の在り方について、本市の見解を伺う。

以上、2項目、壇上からの私の1回目の質問とさせていただきます。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君の質問項目1、誰一人取り残さない災害対応～女性の視点を生かしてに対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（森下弘茂君）登壇〕

○危機管理監（森下弘茂君）誰一人取り残さない災害対応についてお答えします。

災害対策基本法に基づき設置されている橋本市防災会議の委員は、令和8年度は45人で、うち5人が女性となっています。本市の委員構成は、橋本市防災会議条例で定めており、婦人防火クラブ連絡協議会や女性会議といった女性で構成されている団体から委員を委嘱しています。

防災会議で審議・承認された橋本市地域防災計画の修正版において、地域コミュニティを活性化するために、女性をはじめ多様な主体の参画を明記するとともに、避難所に関して更衣室や授乳室の設置など、女性の視点か

ら必要とする災害対応の取組みを追記しています。

なお、各拠点避難所には避難所従事職員を割り当てており、その中に女性職員が多く含まれています。避難所従事職員に対しては、女性の視点を踏まえた避難所運営が図られるように、毎年、避難所開設・運営に関する研修を行っているところです。

また、災害時には、避難所に限らず様々な現場で女性が意思決定過程に参画できるよう、本市の災害対応業務への女性職員の参画を推進するとともに、各地区の自主防災組織に対して、少なくとも1名以上の女性役員が参画するよう働きかけています。

さらに、災害に備えた備蓄においても、女性の視点を取り入れた計画に基づき、アレルギー対応食やプライバシー確保用テント、昼用・夜用の生理用品などを備蓄しています。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君、再質問ありますか。

2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ご答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

まずはじめに、副題のところ挙げた女性の視点とはということなんですけども、女性のみを対象にした支援ということではなくて、衛生、育児、心理、孤立、プライバシー、コミュニティ形成など、生活そのものを支えるという視点であって、多様性を尊重しながら誰一人取り残さない地域防災を実現するための生活者視点ということにつながっているということをちょっと先に確認しておきたいと思います。

従来型防災が見落としてきた領域、育児、衛生、心理、孤立、DVなんかも含まれますが、それまでは女性が意思決定から排除されてきたということで、その部分がちょっと欠落していたということなので、だからこそ女

性の参画が必要だということが指摘されてきたんだというふうに思います。

そこで、お伺いします。令和3年9月議会で私が女性の視点でというところで一般質問させていただいたんですけども、その際、橋本市の防災会議の委員の中の女性の割合なんですけども、それを30%をめざすというふうに答弁いただいていたんですが、今回の答弁でも、その当時も45人中5人というお答えやったと思うんですけども、増えていないように思うんですが、女性委員を増やす取組みというのは行われましたか。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（森下弘茂君）お答えします。

本市の防災会議には、橋本市民病院看護部長、橋本市婦人防火クラブ連絡協議会、橋本市ボランティアサークル連絡協議会、橋本市女性会議、橋本市民生委員・児童委員協議会の各団体から女性委員に継続して参画いただくようお願いしております。

また、委員を構成する各団体の代表には女性委員の推薦を働きかけていますが、委員45人中、令和6年度は6人、令和7年度は7人、令和8年度は5人となっています。令和8年度に女性委員が減少したのは、充て職の対象者が女性から男性に交代したものによるものです。

引き続き本市防災会議の委員に女性が参画されるよう、働きかけを継続してまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）一旦増えて、2人増えたんですけどまた減ったというような状況ですね。やはり充て職ということもあって、防災計画などは従来の組織・指示型防災ということの限界かなというふうに考えます。

橋本市の避難所運営マニュアル、読ませていただきましたが、7ページには、特に要配

慮者への配慮や、プライバシーの保護、男女のニーズの違い等への配慮を適切に行うというふうに明記されております。さらに、35ページには、避難所運営委員会の各活動班の役員は、多様な視点が反映されるよう、女性や障がい者等にも運営スタッフとして入る旨明記されています。

明記していただいているということで、そこは心強いんですけども、あくまでも現場任せというか、災害の規模にもよりますし、自主防災会とか、避難される方の中から選定されるということになりますので、それを机上の空論にしないためには、やっぱり日頃からの関係性、信頼性のネットワーク防災の有用性が重要になってくるのかなというふうに思います。

また、前回の質問について確認したいんですけども、そのときに、避難所生活が長引く場合に備えて、お洗濯の回数とかも控えたので、おりものシートの備蓄を要望というか提案したんですが、備蓄の今現在の状況はどのようなになっておりますか。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（森下弘茂君）お答えします。

おりものシートの備蓄は行っておりません。今年度、備蓄計画の見直しを予定しております。その中でおりものシートなど新たに備蓄する品目についても、関係部署や女性団体など、意見を取り入れながら備蓄計画を見直してまいります。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）当時は危機管理室に女性の職員がいらしたので、絶対検討していただけるのかなというふうにちょっと期待していただんですけども、あれから5年たっております。間にコロナ禍もあったりと、タイミングの関係もあったのかなというふうに思いますが、これから見直していただけるという

ことですので、今度こそどうかよろしくお願いいたします。

次に、一般質問の内容の中で、女性視点での研修実施をしていただくというふうな答弁がありましたが、実施はされましたか。また、どんな内容で実施されたのでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）ご質問にお答えします。

女性視点の研修につきましては、防災に関する研修全体のうち、令和4年度に1回、令和5年度には2回、令和7年度に1回の計4回実施しています。令和6年度については、能登半島の震災に行った職員に対する実体験に基づく研修でしたので、これは除いています。

内容についてなんですけれども、全体を通して、災害時に備えて女性目線で平時にはどんなものが必要なのか、用意しておくべきなのかといった点で、実際に経験した市の職員からの失敗談を踏まえて、女性目線での意見がいかに重要であるかを学んでもらうような研修になっていました。そのほかにも、授乳ですとか着替えスペースの確保、生理用品の配布など、プライバシーを守ることですとか、性暴力から守る方法などを研修で学んだところであります。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

女性目線で、しかも能登へ実際に行ってこられた方の体験も踏まえてということで、かなり実践的な内容だったかと思います。その研修の対象の中には市民もおられたんでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）市民、それから自主防災会の方、女性団体の構成員、それから市職員となっています。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）実施された研修の参加人数を教えてください。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）令和4年度から申し上げますと、令和4年度では84名、令和5年度では138名、令和7年度では21名の、全体を通して合計243名となっています。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）市民も巻き込んで女性の防災意識の向上に努めていただいて、本当にありがとうございます。

次に、答弁にありました避難所従事職員の研修内容についてですが、その内容を教えてください。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（森下弘茂君）お答えします。

本市の避難所従事者は、各拠点避難所に8人から10人程度配置しております。総数は384人で、このうち274人が女性職員になっております。研修では、避難所運営に多様な視点を反映するためには女性の参画が必要であることをはじめ、プライバシーの確保や、簡易トイレの設置、処理セットの使い方など、避難所の開設運営に必要な内容の研修を行っております。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

約7割が女性職員なんですね。女性の視点を重視した現場目線で、より実践的な内容についての研修を行っていただいていると思います。

大規模災害になると、職員も被災する可能性というのがあると思います。そういった点では、平常時、日頃から市民自主防災会とか、女性団体構成員とかとの連携といいますか、官民一体のネットワークづくりというのが必要となってくるのかなと思います。講座とか

も研修も単発で終わってしまうのはすごくもったいないなというふうに感じました。

ここでモニターをご覧ください。

○議長（田中博晃君）暫時休憩します。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時48分 再開）

○議長（田中博晃君）再開いたします。

2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）まず、このスライドをご覧ください。

左側の写真は、1995年の阪神・淡路大震災の写真です。右側が2011年の東日本大震災の避難所の様子ということです。避難生活って、四半世紀以上時が流れているにもかかわらず、広い体育館にブルーシートとか毛布なんかも敷かれていますけども、プライバシーもないという、人が雑魚寝を余儀なくされるという光景が広がっています。こんな環境下では、とりわけ女性とか子どもとか高齢者なんかは、障がいを持たれた方なんかは、配慮が必要な方々の尊厳を守ることは極めて困難であると思います。当時は着替えや授乳の場所がないとか、周囲の目が気になって休めないとか、防犯上の不安があるといった女性の視点の欠如というのが避難生活の質を著しく低下させて、災害関連死のリスクも高めてしまったというような状況がありました。

日本は、インフラとかの復旧なんかはすごく早いですけれども、ソフト面がかなり遅れているということが指摘されております。

次のスライドに移ります。これは、2016年の熊本地震以降の様子です。国内でもようやく変化が見られるようになりました。段ボールとかカーテンで仕切った間仕切りなんかを導入されて、最低限のプライバシー空間を確保しようという取組みが広がっています。これは確かに大きな前進ですけれども、これら

はあくまでも広い体育館の中に後から何とか壁をつくったというような応急処置にすぎないかなと思います。仕切られているとはいえ、音が響いたり狭かったり、つながっているので感染症のリスクがあるというふうな、集団生活特有のストレスとか、車椅子の方とか認知症の方、発達障がいのあるお子さんなんかをお持ちの家庭は、周囲に気兼ねをして、結局、車の中で車中泊を選んでしまうといった状況があったと思います。この大規模避難所の延長線上だけでは解決ができないということがこれで分かります。

能登半島地震のときはかなり大規模でしたので、人が殺到して避難所に入れなかったという事例があります。1月27日の時点で避難所が327か所開設されていたんですけども、半数以上の175か所が自主避難所ということで、そういう状況になっていたということです。これからは、被災したときは大きな指定避難所に行くだけというのが避難ではないということで、これから福祉避難所の在り方も含めて、誰もが安心して過ごせる、あらゆる別の選択肢を考えていかなければならないのではないのでしょうかということです。

続いて、こちらは2024年4月に発生した台湾東部花蓮沖地震の際の避難所の写真です。驚くことに、地震発生から僅か3時間で避難所体制が整い、4時間後にはプライバシーが完全に守られた個別テントの設備がほぼ整いました。さらに、温かい食事やWi-Fi環境、多様なニーズに寄り添うケアが瞬時に提供されました。なぜ台湾でこれほど迅速で人権に配慮した対応ができたのでしょうか。

台湾では、民間慈善団体の台湾仏教慈善事業基金会というのがあって、防災士の資格を持つボランティア3,968名が日頃の官民連携、地震対策訓練のたまものということで、トップダウンじゃなくてボトムアップという

形で、考えるより早く行動できるというような、日頃からのネットワークが緊密で、何よりも被災者を1人にしない、尊厳を守るという明確な思想が地域社会に根づいていたという結果です。

最もここで注目したいのは、平時からのネットワークと活動しているNPOとか専門家、行政がつながって質の高い活動を行って、災害後もできるだけ早く日常に戻すための活動、これはいわゆるフェーズフリーという考え方なんだんですけども、この台湾のスピード感と、誰一人取り残さない徹底した配慮こそ、今後私たちがめざすべき、そして本市でも実現していきたい未来の姿です。

続いて、こうしたそういう理想の避難対応を本市で実現するために何ができるのかということで、この取組みなんですけれども、ジャパン女性防災リーダーの会というのがありまして、これは2023年から2024年度にかけて、国のモデル事業として、女性のエンパワーメントで高める地域の防災力リーダー育成事業ということで、青森県、それから東海、大阪府、愛媛県、高知県、熊本県の六つの団体、それぞれ名前は違うんですけども、が300名以上のリーダーを輩出し、2024年8月にジャパン女性防災リーダーの会が発足しました。

これまで地域の防災訓練とか意思決定の場は、どうしても男性中心になりがちでした。しかし、日頃から地域に根差し、生活者の目線、そして福祉や子育ての視点を持っている女性たちが防災リーダーとして立ち上がり、点から線へ、線から面へとネットワークを広げていくことこそが地域の防災体制を根本から変える鍵となってきました。

注目すべきは、単なる講義型研修ではなくて、学んで、実際に実践して振り返って、また、それでフォローアップをしていく。それから、ネットワークを形成する、だんだん広

げていくということを重視して、それがイベントとか研修、そういう団体が中心となって重ねていって、大規模被災地、災害の被災地にも視察やボランティアで実際にその場で活動するというようなことも実践されてきました。

青森県では修了生87名が九つの自治体と連携して、東海では85名が12自治体と、大阪府では78名が3自治体と、愛媛県では55名が1自治体、高知県では87名が17自治体と連携するなど、平時からリーダーシップの発揮で、行動する仲間を増やしています。モニターありがとうございました。

今回、この質問をさせていただくにあたって、東海の一般社団法人こども女性ネット東海の代表の方から直接その取組みを伺って、非常に感銘を受けました。

それで、さらに東海というのは民間における先進的な地域防災の仕組みづくりをされている。といいますのも、小規模避難所開設支援というのとネットワークづくりをされているということで、活動の内容として。任意の小規模避難所が増え続けているということなんです。そこでもキーワードはフェーズフリーということで、日常使っている、例えば保育園であったりとか福祉施設、地域の公民館であったりとか、そういった自分たちの居場所、災害時にもそのまま避難所として活用するという、そういう意識改革を行うことで、例えばアレルギーのある方々が集まっているコミュニティであったり、発達障がいのある子をお持ちのコミュニティ、外国人のコミュニティなど、共通の課題を持つ人々が安心して集まれる任意の小規模避難所の開設というのにちょっと光を当てて、地域の中に一つでも多く増やしていこうという運動をされています。

また、官民連携の新たな地域防災の仕組み

づくりとして、男性だけじゃなくて女性も子どもも配慮対象者であり、誰もが主体者であるという意識を持って、自分事として、日頃から困ったというのをほうっておくことができない、特に女性防災リーダーズが地域でつながって、市町村も越えて、さらには県も超えてつながって、お互いに切磋琢磨し、自助、近助というんですか、近場で、それと共助が広がって、それに公助が補完するというような、新たな官民連携の仕組みを構築されています。

本市にもそれがもうほんまに必要なというふうに私も思いまして、女性の視点を生かし、誰もが尊厳を持って生き伸びられるまちへ、その一歩として、女性防災リーダー育成事業をスタートさせていただきたいと強く思ったので、今回この質問をさせていただくことになりました。

続いて、一般質問します。熊本地震以前の避難所生活の中では雑魚寝なんかで、女性への性暴力なんかはかなり受けてしまうような環境であったと聞いています。その解消も含めて、近年の避難所では、住居スペースの間仕切り設置とかプライバシーの確保なんかが必要となったということで、先ほどモニターでご覧いただいたんですけれども、本市の避難所運営マニュアルの中でもプライバシーの確保というのがちゃんと明記されているんですけれども、本市のプライバシー確保のための備蓄というのはどうなっておりますか。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（森下弘茂君）お答えします。

各拠点避難所の倉庫には一定数の間仕切りテントを備蓄し、避難所のプライバシー確保に努めています。また、別の備蓄倉庫には段ボールパーティションも備蓄しておりまして、災害の規模に応じて対応できる体制を整備しております。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）全員が避難所に行けるわけではないので、その分の備蓄をしていたいているということで、その辺りは本当にパーティションとかも用意していただけるということで、少し安心しました。

今回もこの研修というかお話を伺った上で、災害時だけでなく、やっぱり日頃からの女性の活躍ということがほんまに誰一人取り残さない社会の実現になるということを深く思ったわけです。

女性の視点を生かした災害対応を行うには、ほんまに女性防災リーダーの育成というのが重要だなというふうに思うんですけども、女性防災リーダーの育成には、専門的な知識とか経験を取得する機会というのが必修であるというふうに思うんですが、まず、その養成講座といたしますか、講習会等に対する当局のお考えをお聞かせください。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（森下弘茂君）お答えします。

市としても、女性リーダーに地域防災活動へ主体的に参画していただくことは重要であると認識しています。女性、子ども、高齢者、障がいのある方等の多様な視点を災害対応にきめ細かく反映でき、地域の防災力につながるものと考えております。

しかしながら、防災士の資格をお持ちの方や地域で積極的に活躍している方など、候補となり得る方はいるものの、リーダーとしての参画まで至っていないのが現状です。女性防災リーダー育成のための講習会実施につきましては、関係部局と連携し、実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

そこで確認なんですけれども、女性防災リーダー育成のための講習会実施というのは、

個人のそういう知識とか防災についてのスキル向上なんかの講義形式の研修で終わってしまうのは非常にもったいないというふうに思っています。ジャパン女性防災リーダーの会の方のように、学んで、実践して、振り返って、フォローアップして、特にその個人がチームになって、点が線に変わるようなネットワークの形成に力を貸していただきたいなというふうに思っています。

今、人口減少で、人がうじゃうじゃいた時代とは違って、人のつながりが希薄になっていると思います。なのでネットワーク化するには行政の手助けが不可欠なというふうに思います。いわゆる橋本版女性防災リーダーの会の結成まで取り組んでいただけるか、その点はいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（森下弘茂君）お答えします。

行政が画一的に組織化を促すのではなく、自発的な結成の動きを歓迎し、側面から支援することが重要であると考えています。例えば、活動場所の提供であったり、情報共有の場のコーディネート、専門的助言などを通じて、リーダー主体の組織が円滑かつ持続的に活躍できるようバックアップしてまいります。

まずは、女性防災士や女性防災リーダーをめざす方々との対話を通じて、ニーズを把握することから始めたいと考えております。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）まず、集めていただくということが一番大事かと思います。防災士は各地いろいろいらっしゃるんですけども、女性防災リーダーになろうよと言うて、自分たちで集めるわけにはいかないの、やっぱりそういう養成講座なんかを通じて集まった人が一つのそういう会をつくることで、自発的に活動につながっていくと思うんです。なので、ぜひともよろしく願いいたします。

次に、誰一人取り残さない災害対応としては、避難に配慮が必要な要配慮者の対応が重要な取組みの一つだと思います。避難行動支援者名簿の登録状況、また、個別避難計画の策定状況を教えてください。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（森下弘茂君）お答えします。

避難行動要支援者名簿には、介護が必要な方や障がいをお持ちの方、難病指定の方など1,050名が登録されています。個別避難計画の策定状況につきましては、令和8年4月20日時点で323名の計画が策定済みであり、策定率は約31%となっています。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）策定率31%ということで、まだまだ低いかなと思います。今月の広報にも載っていましたが避難行動要支援者名簿をちょっと新たにというような募集が載っていたんですけれども、毎年やっていただいていると思うので、その時々によって、1年ごとに状態が変わったりというようなことがありますので、1年ごとにやっていただきたいなというふうに思います。災害時に備えて、地域でマイタイムラインといいますが、誰が誰を避難所まで連れていくとかというような約束までされているような地域もありますし、全く進んでないような地域もあって、温度差が地域によって全然違うので、少しでも策定が進むように、どうかこれからもよろしくお願いしたいと思います。

次に、福祉避難所は現在何施設ありますか。また、何人ぐらい受け入れていただけるようになっておりますか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）現在、本市の福祉避難所の数についてなんですけれども、社会福祉法人などが運営する社会福祉施設が12施設、あと学校施設2施設の合計14施設と

いうふうになっております。あと、収容できる人数というところについてなんですけれども、施設自身も被災されるおそれもございますし、また、そのときの、今現在、先ほども申しましたような社会福祉施設というのは入所者もいらっしゃいますので、その状況によってちょっと変わってくるというところもございますので、その点ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）災害の規模にもよるといことで、非指定避難所、キャパには限界もありますし、福祉避難所もその時々によって受入れが、全員が安心して行けるかということでは十分とは言い切れないのが現状だと思います。

要支援者の災害対応の考え方として、そもそも福祉避難所の考え方についてもこれからもっと小規模で多機能化というのが求められると思います。能登地震の教訓も踏まえて、先ほどの紹介のときに私が語らせていただいたんですが、任意の小規模避難所の選択肢というのも視野に入れて考えていただきたいなと思います。

女性防災リーダーの育成を進めることで、女性防災リーダーが関わりを持つ団体の施設が、災害時には任意の小規模な避難所として、子どもや女性、施設利用者、その関係者が避難できる安心の空間になると思います。市の指定する拠点避難所とは別に、利用者などの自主避難所として、任意の小規模な避難所が地域に増えていけばと考えますが、当局のお考えはいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）危機管理監。

○危機管理監（森下弘茂君）お答えします。

市では、大規模災害時に対応するため、拠点避難所を指定しております。一方で、避難

の形は在宅避難や親戚知人宅やホテルなどへの分散避難、避難所への避難など、様々な方法があります。例えば、自主防災組織が地域の集会場を一時避難所として開放されるなど、慣れ親しんだ施設に避難できることは、避難者の心身の負担軽減にもつながります。また、ご近所同士が顔を合わせやすくなることで安心感が生まれ、災害関連死の防止にもつながるものと考えております。

このため、様々な事業者や施設において、自主的な避難の受入れ環境が整備されることは、災害対応における避難の重要な取組みでありますので、取組みを進めていただければと考えております。取組みにあたり相談があれば、危機管理室でも対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

女性防災リーダーの育成が進んで、橋本女性防災リーダーの会が活躍するということになると、もちろん平時から行政とも連携を取ることになりますので、一体となって、市民の安心、誰一人取り残さない災害対応が進む橋本市をめざして前進することを要望して、一つ目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、増える在住外国人のためのワンストップ相談窓口の設置に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）増える在住外国人のためのワンストップ相談窓口の設置についてお答えします。

本市における外国人の住民登録数は、令和8年5月末時点で733人となっており、前年5月末の656人と比較して77人、約12%の増加と

なっています。こうした増加傾向を踏まえ、本市ではこれまでも外国人が安心して暮らせる環境づくりに取り組んできたところです。

具体的には、外国人向けにホームページを通じた行政サービスや生活に関する情報発信、防災メールの多言語対応、10か国語に対応した母子手帳の導入に加え、やさしい日本語を活用した日本語教室の実施や、ごみに関する啓発活動などを行い、受入れ環境の整備や生活支援に取り組んでいます。

ご提案のワンストップ型総合相談窓口の設置につきましては、現在、関係部署が連携の上、対応しており、外国人住民数や相談状況を踏まえると、当該窓口の設置は現時点では時期尚早であると考えております。

一方で、今後、外国人住民の増加が見込まれることを踏まえ、先行自治体の取組み等も参考にしながら、本市の規模、実情に即した相談体制の在り方、関係機関との連携の枠組み並びに窓口設置の可能性について調査研究を進めてまいります。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君、再質問ありますか。

2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

それぞれの担当部署で、もう少し詳しくお聞きしたいところの現状と課題等について伺います。

まず、ごみについての現状と課題はどのようなになっておるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）ごみに関する現状ですけれども、ごみの分別に関して橋本市では動画を作成しまして、8か国語の字幕版というのを用意しております。加えて、英語、ベ

トナム語、ミャンマー語の吹き替え版も用意しております。そちらから来られる外国の方が多いというのが理由です。

あと、課題としましては、企業に入られている外国の方がいらっしゃる中で、そういった企業が契約して住まわれている外国人の方が多いアパートというのもやっぱりございますので、そういったところのごみの出し方で一部、問題というわけではないんですけど、課題がある場合もありますので、そういったところにつきましては、今後も情報発信、正しいごみの分別の仕方とかを周知する中で、一定事業者にもご協力いただきながら改善というのを今も図っておるところですので、そういった取組みを継続してやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

やっぱり文化が違いますので、なかなかそれが習慣化するまでは、かなり指導とか、いろいろ動いていただかないといけないこともあるかと思いますが、現時点ではすごく頑張っているというので、本当にありがたいというふうに思います。

次に、母子保健の外国人の届出件数がどの程度あるのか、新しい母子手帳もつくっていただいているということもお聞きしましたので、届出時にはどのような方法で説明とか支援を行っているのか。現場で把握している課題についてもお伺いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）まず、本市における外国人、外国人妊婦の妊娠届出件数についてでございますけれども、令和4年度が5人、令和5年度が8人、令和6年度が3人、令和7年度が8人、令和8年度4月、5月の2か月で3人というふうになっております。

妊娠届出時の対応についてでございますけれども、本年度から導入しております10か国語に対応した母子健康手帳を活用するとともに、必要に応じて翻訳アプリなども使用しながら、妊婦健診でありますとか妊婦支援給付金、乳幼児健診、予防接種などの制度についてご説明のほうを行っております。

また、外国人妊婦の場合、夫も同じく外国籍であり、夫婦ともに日本語での会話が難しいケースというところもございます。そのため、妊婦または夫が勤務している事業所の担当者の方が妊娠届出時に付き添っていただいて、その後も妊婦と保健師との連絡調整を担っていただいているという事例もございます。

なお、現場で把握している課題というところでございますけれども、電話によるやり取りについてなんですが、言語のやり取りが難しい場合ということも多ございますので、本市ではLINE相談に登録していただいて、文字情報を翻訳しながらやり取りする方法も取り入れ始めております。こうした方法によって妊娠中の状況確認でありますとか、必要な案内をより円滑に行えるよう努めていきたいというふうに今後とも思っております。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

年間10人以下の妊婦ということで、丁寧に対応していただいているというのは分かりました。

電話は身ぶり手ぶりができないし、表情も分からないので、やっぱり課題かなというふうに思うんですけども、LINEを活用されているということで、それは一番良い方法なのかなというふうに思います。母子手帳も今年度から10か国語に対応しているということで、かなり外国人に寄り添った支援であるというふうに思いますので、本当にありが

とうございます。

続いて、学校教育における外国人対応の現状と課題についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）外国人の増加に伴う学校教育の現状と課題について、現状を交えてお答えしたいと思います。

まず、現在、日本語指導や事業支援を行っている児童生徒は8名ございます。指導体制としましては、県から配置された常勤の加配教員が2名、併せて本市の非常勤講師6名、8名で対応しているところです。

指導にあたりましては、児童生徒の学年や日本語の理解状況、保護者及び本人の希望等に応じて、一定の期間、通常の授業時間の一部を特別に日本語指導の授業として教育課程を編成しまして、基礎的な日本語指導を行っています。あわせて、学習面や生活面においても支援が必要になることから、支援者が学級に入り込んで支援を行い、子どもたちが早期に学校生活に慣れることができるような取組みを進めております。

一方で、一部の言語を除き、子どもたちが日常使っている言語、母語に対応できる人材の確保には依然として課題があります。国籍も多様になってきています。そこで、翻訳ツールを必要とする学校には翻訳ツールを整備しまして、学校と本人、保護者との円滑なコミュニケーションの支援にも取り組んでいます。また、日本語指導に関わる教職員が保護者との間に入りまして、意思疎通の手助けを行っているケースもあります。

さらには、学校からは文書もたくさん出ています。その文書については、日本語の理解に不安のある保護者にとっては、内容の把握が難しい場合が多々あります。保護者の日本語理解には個人差があることを踏まえまして、必要に応じた対応を行っているところです。

具体的に言いますと、短い文で分かりやすい記載にすること。また、振り仮名をつけるようなことといった工夫を行いながら、重要な連絡につきましては、外国語に堪能な教職員が翻訳ツールを活用して翻訳を行っているケースもございます。また、児童生徒の日本語理解が進んでいる場合には、その児童生徒を介した伝達なども行っています。

このように、いろいろな方法でコミュニケーションが取れるような努力をしているところですが、先ほども申しましたように、国籍が多様になってきています。先生方が指導をする際に、適切な、タイムリーな言葉というのをかけてあげたいんだけど、なかなかその言葉が出てこないんだというようなことも直接指導してくださっている先生から聞きました。このことで、本当に子どもたちに寄り添った指導をしてくれているんだなと思いました。これは私自身がとてもうれしく思った事例です。

以上、課題もたくさんあるんですけれども、努力をしながら取り組んでいるというところを理解いただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）加配も8人、8名中8人ということで、マン・ツー・マンで支援していただいているということで、現場でのきめ細やかな対応と、やっぱりいろんな課題もあるということもあると思うんですけど、課題に真摯に向き合っていただいている先生方には本当に日々感謝、ありがたいなというふうに思っております。

主に学校とやり取りする母親が日本語が話せないご家庭の場合は、家庭教育支援として、主に親支援の家庭教育支援室のヘスティアの訪問支援がとても有用だと思いますが、今後とも連携強化されていくのでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）これまでも具体的に関わっていただいたという事例がございます。それぞれの家庭の事情を、話を聞かせてもらう中で、必要があればしっかり連携していくことができたらと思っております。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

連携強化、今もすごくやっていただいているのは存じ上げております。

続いて、今現在実施している日本語教室はどのような運営となっておりますか。

○議長（田中博晃君）政策企画課長。

○政策企画課長（辻本真吾君）お答えいたします。

今年度、はしもっと日本語という日本語教室を二つの形態で実施しております。

一つ目は、入門クラスです。日本語学習が初めての方を対象に、毎週土曜日、教育文化会館で開催しています。教材を用いて、日本語教師による授業形式で、日常生活に必要な日本語を学ぶ内容としています。

二つ目は、サロン方式の日本語サロンです。毎週日曜日、隅田地区公民館で開催しています。日本語のレベルを問わず参加でき、参加者それぞれのニーズに応じた学習やサポーターとの対話を中心とした交流の場としています。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

はしもっと日本語の様子というのは、すごく皆さんリラックスして、地域の行事とか盆踊りなんかも参加して、すごく交流ができていて、外国人の方に寄り添った、本当に日本語教室もありますし、皆さんの交流の場となっているというのは存じ上げております。これからも頑張っていただきたいと思います。

最後に、他市の取組みとして、総社市の人

権まちづくり課の中には、多文化共生推進委員というのを設置されている例であったり、菊川市の地域支援課の菊川市多文化共生サポーター派遣事業というのがありますが、この2市は、大規模な施設なんかを造らずに、まずは既存の庁舎内スペースの中に外国人専用のワンストップ相談窓口を置いているということになっております。本市でも例えば、イメージなんですけども、保健福祉センターの中にあるボランティアセンターのようなイメージで人員を配置し、毎日だけでなく、曜日とか時間を決めて、縦割りを解消したワンストップ型の案内を設置して、行く行くは窓口に来られた外国人同士が集える場所になったり、外国人コミュニティの場となって、また、地域の日本人も含めて交流できるような環境が整えば、市民全体の安心につながると思いますが、本市のお考えはいかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）政策企画課長。

○政策企画課長（辻本真吾君）お答えいたします。

ご紹介とご提案ありがとうございます。まず、ご紹介いただきました両市についてですけども、外国人住民の割合と、それから人数というのが本市は大きく上回っている状況にあります。既存庁舎のスペースを活用した相談窓口の取組みとしては、本当に参考になる事例だと受け止めています。また、外国人住民と地域の日本人が共に交流できる多文化共生の環境づくりということについては、その重要性については認識しているところにあります。

これらを踏まえまして、相談窓口の設置につきましては、まだこれからですけども、ニーズや外国人住民数の動向というのを見極めて判断していきたいと考えていますけれども、その体制につきましては、先ほど議員おっしゃっていただいたご提案も踏まえて、調査研

究を進めてまいります。

以上です。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）ありがとうございます。

各担当課でしっかりと対応していただいていることが現時点で分かりました。ワンストップ窓口の設置には、今後、前向きに調査研究していただけるということですので、増える外国人の方々に寄り添った支援ができる環境が整うよう、来るべきその時期にはワンストップ窓口の設置の実現を要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）順番9、13番 田中君。

〔13番（田中和仁君）登壇〕

○13番（田中和仁君）皆さん、こんにちは。よろしくお願いします。

3項目あります。一般質問させていただきます。

隅田小学校・恋野小学校の再編統合に伴う再編準備方針について。

本市が進める学校再編計画に基づき、両校の統合に向けた再編準備委員会において協議が開始されています。少子化に伴う再編統合とはいえ、児童や保護者、地域住民の不安を解消するためには、丁寧な環境整備と誠実な方針提示が不可欠です。

準備委員会においては、校歌や校章、体操服といった具体的な項目についての協議が進められる一方、子どもたちが毎日過ごす具体的な教育環境の整備や、通学の要となるスクールバスの運行の在り方などについても地域や保護者から高い関心が寄せられています。

そこで、新しい学校の円滑なスタートに向けて、これらの方針や現在の見通しについて、以下の3点について伺います。

統合に向け、教室の空調や座席、グラウンドの遊具やネット等、子どもたちが実際に使用する教育環境・設備の点検と修繕に関する今後の取り組み方針について。

2、恋野コースを新しく追加して運行されるスクールバスについて、その利用方針（利用は自由とするのか、バスの時間に遅れないような生活習慣の確立や安全確保のためのルールを設けるのか）の検討状況と、自家用車送迎による混雑防止対策について。

3、再編統合にあたり、地域や保護者からの様々な意見を教育委員会としてどのように受け止め、その実現性に向けて取り組んでいくのか、今後の姿勢について伺います。

大項目2、ナフサショックによる市内事業者・生活者への影響と支援策について。

原油価格の高騰に端を発するナフサショックは、プラスチック製品や化学製品の価格を押し上げ、市内経済や市民生活に多大な影響を与えています。しかし、影響を受けているのは民間だけではありません。本市が執行する行政サービスや公共事業、さらには各部署の行政運営そのものにも深刻な影を落としているのではないかと危惧しております。

まず、総務の観点からは、庁舎運営に必要な消耗品や各種事務資材の調達コスト上昇が懸念されます。

次に、住民サービスや福祉の現場です。プラスチック原材料の高騰は、市民が日々使用する指定ごみ袋の製造コストに直結します。

また、高齢者や要介護世帯を支える紙おむつ等給付事業において、製品価格の上昇が事業予算や給付状況を圧迫していないか。さらに、深刻なエネルギー価格高騰の中、生活困窮者や福祉施設がこれから迎える夏や冬の厳しい気候を無事に乗り切れるのか、経済的・生存的な視点からの支援が必要です。

また、建築資材やインフラ資材の高騰、納

期遅れは、公共工事の入札不調や価格の乖離、ひいては事業の遅延や資金不足を招く要因になり得ます。経営の現場に目を向ければ、本市の基幹産業である農業において、肥料や資材、燃料の高騰が農家経営を直撃しています。

加えて、上下水道事業においては、施設を稼働させるための燃料費や電気代、塩ビパイプ等の高騰が、将来的な上下水道料金への転嫁、つまり、市民へのさらなる負担増につながるのではないかという強い心配の声が上がっています。

そして、懸念されるのが、市民の命のとりでである橋本市民病院への影響です。医療の現場に欠かせない医療用手袋や、プラスチックを主原料とする点滴の輸液セットなど、医療資材において、ナフサショックに伴う入荷遅れや深刻な供給不足、調達コストの高騰が全国的に報道されています。当院における現在の資材確保の状況や、今後の病院経営への影響について看過することはできません。

よって、以下の項目について市のお考えを伺います。

1、市内の地場産業、中小企業及び農業分野における原材料・資材高騰の影響把握と、これからの支援策について。

2、ごみ袋の発注コストや紙おむつ等給付事業、さらには総務分野における事務資材調達など、行政運営や公費負担への具体的な影響について。

3、福祉の現場において、光熱費や物価高騰に直面する生活困窮者や高齢者世帯が、夏・冬を安心して乗り切るための支援策の認識について。

4、建築資材高騰による公共工事への影響、及び燃料費高騰が上下水道事業の財政や将来的な料金体系に与える影響と対策について。

5、橋本市民病院における医療用手袋や輸液セット等の医療資材の供給・確保状況、及

び価格高騰が病院経営に与える影響と対策について。

大項目3、本市の人口減少対策と今後の地域社会の維持について。

人口減少は本市のみならず国全体の課題ですが、本市が置かれている状況は全国平均と比較しても極めて深刻です。まさに直近、発表、報道された最新の人口動態データにおいても、地方の人口減少と少子高齢化の加速ぶりが改めて浮き彫りとなり、我が橋本市が直面する危機の重大性が再認識されたところで

す。

かつて大阪のベッドタウンとして急速に発展した本市において、若年層の都市部への流出と、それに伴う急激な少子高齢化のスピードは、今やコミュニティの維持や地域経済の存続を根底から揺るがしています。これまでの延長線上にある移住・定住促進策だけでは、本市の急速な人口流出を止めることは難しいのではないかと考えます。

そこで、以下2点について伺います。

1、今年改めて示された最新のデータに対する市の危機認識、特に20代、30代の女性の減少についての受け止めと、これまでの人口対策の成果と限界の分析について。

2、従来の人口を増やす、維持するという視点はもはや難しく、今後は避けられない人口減少を前提としなければなりません。そうした状況の中で、20代、30代の女性がそれぞれ思い描く専門分野を生かし、人生においてスキルアップを図ることのできる十分な働き口があるかどうか今後の定住に大きく影響すると思います。このような魅力ある職場環境の確保に向け、市として具体的にどのように取り組んでいくのか、お考えを伺います。

○議長（田中博晃君）13番 田中君の質問項目1、隅田小学校・恋野小学校の再編統合に伴う再編準備方針に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君） 隅田小学校・恋野小学校の再編統合に伴う再編準備方針についてお答えします。

隅田小学校と恋野小学校の再編統合に伴う準備については、本年4月1日に、隅田小学校、恋野小学校それぞれに、地域住民、保護者、教育関係団体の各代表及び校長、教頭の20名で構成する学校再編準備委員会を設置し、隅田小学校再編準備委員会は5月15日に、恋野小学校再編準備委員会は5月19日に第1回委員会を開催し、新しい学校の開校に向けて準備が必要な各種事項について協議を開始しているところです。

1点目の、統合に向け、教室の空調や座席、グラウンドの遊具やネット等、子どもたちが実際に使用する教育環境・設備の点検と修繕に関する今後の取組み方針についてですが、現在も使用している学校施設であることから、橋本市立小・中学校エアコン使用ガイドラインによるフィルター清掃等の空調機器の点検や、年3回の目視や触診による遊具の定期点検等の日常点検を通じた取組みを行っています。

また、学校内の設備や備品等で、授業や学習環境に影響があると判断し、修繕が必要な場合は、学校長と協議を行い、学校配分予算や教育委員会事務局の予算の範囲内で必要な修繕を行っており、今後も取組みを継続してまいります。

次に、2点目の恋野コースを新しく追加して運行されるスクールバスの利用方針の検討状況と、自家用車送迎による混雑防止対策についてですが、教育委員会から運行ルートや便数、停留所などの具体案を隅田小学校、恋野小学校の両準備委員会にお示しし、審議を開始したところです。引き続き、特に恋野小

学校や恋野地域の未就学児の保護者のご意向も踏まえながら、早急に決定していきたいと考えています。

安全確保については、スクールバス乗降システムの導入や、児童へのバス乗降時の安全学習を予定していますが、見守り体制などについても引き続き検討を進めていきます。

また、自家用車送迎による混雑防止については、令和10年度から3ルートのスクールバス運行となることから、スクールバスと保護者送迎による混雑防止と安全対策として、隅田小学校グラウンド内にスクールバス専用の停留所の設置も計画しているところです。

最後に、3点目の、再編統合にあたり、地域や保護者からの様々な意見を教育委員会としてどのように受け止め、その実現性に向けて取り組んでいくのかの姿勢についてですが、今後も両準備委員会において、教育委員会としての取組みと考えをお示しした上で、各委員の意見を丁寧を受け止めながら、十分な意見交換や審議を行い、新しい学校づくりを進めていきたいと考えています。

○議長（田中博晃君） 13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君） ありがとうございます。

再編準備委員会がスタートしたところでありまして、質問していきたいんですけども、まず修繕について伺います。隅田小学校ね。

保護者から体操服や校章とか、ほかに修繕するところがあるのかなという質問があったと思うんですけども、新しい学校づくりという意味で、もっと保護者は新しい隅田小学校になるというイメージを持っていられませんか。ふだんから修理してくれているので、一応それで、でも意見は聞いていきますよという答弁だったと思うんですけども、気になるところを言いますと、職員用トイレ、職員室

の前にあるトイレなんですけども、男女同じドアから入っていくということで、スライドをお願いいたします。

使いにくいというところが正直な印象です。ドアが一つで、10年間このトイレで我慢しているという現場の意見でした。どこに問題があるのかなとお伺いしますと、男女同じ入り口であるんです。仕切りはあるものの同じ空間になっていて、板1枚で女性のトイレがあると。やはり気まずいよ、気まずいという書き方をされたんですけども、現実には、靴があったらもう次の人は入らない、1人しか入れないよ、短い休憩時間で1人しかトイレが使えないよというのがちょっと使いにくいんよということで、現場の声です。

写真です。これが入り口です。人工芝を敷いてあって、ここに上靴を置いてスリッパに履き替える、そうすると、誰かが入っているので、1人おるなというのが認識できる。正面が女子トイレです。次の写真。正面が女子トイレ、右側の銀色のドアが男子トイレ、入って右側がね。靴があったら、もう誰かがいるから入らないよ。それほど教育現場というのは誤解を招きたくない、一緒のトイレからまたあの2人出てきたよとかね。仮にそんなことでも言われたら、絶対避けたいんです。

生徒もいるところで、最近のことで、誰かいるのとか、もしそんな声があるだけで神経質になってしまうので、それを避けて入らないよということなんです。

ほかには、ちょっと気になるのが、生徒が使う机とか椅子、ちょっとぎしぎし鳴るので、そこが気になっていまして、どうかなというところをお伺いしたい。お願いいたします。スライドを終わります。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

隅田小学校の職員室前のトイレの現状につ

きましては、今おっしゃられたとおりでございます。今まで先生方にずっと我慢していただいて、気を遣っていただいてのご使用ということで、プライバシーや心理面、それから音などの大きな負担となっていることを認識いたしました。対処すべき課題と捉えておりました、この場で明確な時期はお示しできませんが、検討させていただきます。

それと、備品類の取扱いについてなんですけども、両校と教育委員会事務局で適宜協議はしていますが、備品類の移動や処分が発生することもあり、学校現場だけでその対応を行うことも困難で、そういった対応も可能な限り予算措置に努めて協議をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）いいお答えを頂いたので、ありがとうございます。よろしく願います。

次にお伺いします。空調設備、教室のエアコンについてお尋ねしたいんですけども、フィルターを洗っていただいているということは答弁で頂戴しました。最近、議場出席者の皆さんもされているんかと思うんですけども、専門業者のクリーニングというので黒カビを洗い流すというのがありまして、家庭用のエアコンは最近高機能になっていて、止めてからでも30分ぐらいずっと送風してカビが生えないようになっているんですけど、大型のクーラーになりますと、そういう機能がついてなくて、割とカビが生えやすいのかなという心配があるんです。子どもらの健康のことなので、業者クリーニングされているのかなというのを伺いたいんです。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

空調機器の内部洗浄を実施しているほかの

自治体もあるというのは存じておるんですけども、普通教室の空調機器の導入時期がほぼ同じ時期ということもあり、なかなか優先順位をつけるということが難しいことや、室内機といいますのは、全校合わせますと500台ぐらいあるんじゃないかと見込んでおりまして、施工にはネットでは空調機器1台当たり約4万円ぐらいかかるんじゃないかというコストが見込まれてまして、ですが、国の補助金等も今ございませんので、現在のところなんですけども、特定の学校だけというわけにはいかず、空調機器の内部洗浄を実施するという予定はございません。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ぜひともお願いしたいところなんですけど、ちょっと調べてみました。文部科学省が発行している学校環境衛生管理マニュアル、224ページもありました。この中の教室の空気についての規定、管理マニュアル、基準がありまして、40ページにあるんですけど、浮遊粉じんの基準値が0.10ミリグラム／立方メートル以下ということで、粉じんですから、当然黒カビも含むんです。内部に潜む黒カビとか蓄積した粉じん、それに伴う風量の低下というのが、学校環境衛生管理マニュアルの基準に合っているかどうかというのは、フィルター掃除とか主観的な判断ではちょっと難しい、専門業者の点検でしか難しいんじゃないかなと思うんです。

この文部科学省の学校環境衛生管理マニュアルで教室の空気の環境基準というのを満たそうと思ったら、業者による点検をしてもらわないと仕方ないということで考えているんですけども、いかがでしょう。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

まだこれから空調機器を設置していく特別教室もありまして、他の改修工事などを含め

た緊急性や優先順位を含めて検討していきたいと思います。また、検査業務を受けてもらっている薬剤師ともちょっと相談をさせてもらいたいと考えています。

そのため、現状では、今ここで私がやりますとはちょっとよう答えられないですけども、検査の実施方法も含めまして、学校とも協議しながら、必要に応じて空調機器の業者のクリーニングを検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）まず、業者のクリーニングが要るかどうかというのは、多分この学校環境衛生基準に合っているかどうか、粉じんが教室にいっぱいあるやんとなったら、やらないと仕方ないので、まずは専門的な点検になってくると思うんです。

この学校環境衛生管理マニュアルの一番最後のほうに、第6雑則、3というところで、定期検査の義務というところで、これ、義務付けられているので、定期点検はやらないと仕方ない状況にあります。5年間保管してくださいということなので、今年直ちに動いていただいて、この空調から出てくる空気が大丈夫かどうか。

それから、先ほどの椅子のぎしぎしも、学校教室の騒音レベルというのが50デシベル以下ですという基準が明示されてしまっているので、ただし、生徒がいない状況で測ってくださいと書いてあったので、ちょっとこれ、文部科学省あかんのちゃうかなと思ったんですけど、これは僕の感想ですけども、生徒がいる状態で測ってもらって。50デシベルというと、家庭のエアコンのファーンというのが50デシベル、かなり静かな状況にあるんです。そこも点検項目に入っています。

ちょっと脱線しますが、ホルムアルデヒドとかトルエン、キシレンといったシック

ハウスの項目についても測りなさいと書いてありますので、いろんな点検項目がある中で進めていただきたい、これは要望でお願いしたいと思います。

次の質問に参ります。廃棄作業のお答えいただいたんですけども、小学校というのはトラックを持ってなくて、例えば隅田小で言うならば、サッカーゴールが、かつて生徒がたくさんいらっしゃったときに、たくさんサッカーゴールがあって、今使っていないのが寝かされているんですけども、あれを廃棄しようとなったら、管理職の教頭先生を中心に、公用車のトラックを借りてきて、誰か応援来てよと載せてもらって、平日の児童生徒がいる時間帯に作業するというのが、ちょっと現実的には厳しい状況にあるんです。例でサッカーゴールとは言いましたけども、例えばロッカーを捨てるとか、そういったトラックが必要な仕事も同様です。こうなったときに学校で頑張ってよと言われても、現実に生徒がいるし、ほうっといて積むわけにいかないし、やっぱり助けていただきたいんです。どのようなバックアップ体制なのか、見解を頂戴したいと思います。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

教育委員会事務局と日程調整さえできれば、職員の応援体制は取れると考えます。その辺り、学校と協議していきたいと思います。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）よろしくお願いします。

次に、スクールバスについて質問したいんですけども、無料で自由だという保護者の空気がありまして、せっかくたくさん税金を使ってバスを走らせていただくんだけれど、最初の頃は皆さん乗るんだけど、だんだん人数が減ってきて、送ってあげるわ、送ってよというところで、だんだん人数が減っていく

んじゃないかなということも一部予想できるんじゃないかなと思うんです。そういった意味を込めまして、スクールバスってどういう位置付けにあるのと質問したんですけども、できるだけ乗ってもらうように、強制はできないですけども、働きかけていただきたいんですが、いかがでしょう。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

スクールバスにつきましては、支援対象の地区にお住まいの保護者から、小学校の入学時に、スクールバスが必要な場合は利用申請を頂いた上で、市が許可を行ってご利用いただいております。現状、ご家庭によりましては保護者が送迎する場合もあると思われます。特に帰りにおきましては、終業後に学童保育を利用する場合、または塾や習い事への施設へ直接行くために保護者が送迎するなど、児童によって、また、曜日によってスクールバスの利用状況が大きく異なるということは認識をしております。

このような状態ですので、まずは利用促進を図っていききたいところですが、個々のご家庭の事情につきましては、教育委員会のほうは何ともしがたいというのが考えでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）お気持ちは分かります。なかなか難しいとは思いますが、できるだけ乗ってよという働きかけはできるんじゃないかなというふうに考えた次第です。

私の住む地域で言いますと、バス停までが割と距離があって、そもそもバス停まで送ってあげるぐらいだったらもう学校まで行ってしまうというパターンがあります。それから、暑さ、寒さもあるんです。私、この通告書に書きましたように、バスの時刻にちゃんと間

に合うように起きて、ご飯を食べて、着替えてというのも一つのやっぱり家庭の大事なルーチンですから、身につけてほしいなという思いも込めまして、バス乗ってよという意味で質問させていただいたんです。働きかけていただけたらありがたいです。

以上で1項目めを終わります。

○議長（田中博晃君）この際、13番 田中君の質問項目2、ナフサショックによる市内事業者・生活者への影響と支援策に対する答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

次に、質問項目2、ナフサショックによる市内事業者・生活者への影響と支援策に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）ナフサショックによる市内事業者・生活者への影響と支援策についてお答えします。

1点目の市内の地場産業、中小企業及び農業分野における原材料、資材高騰の影響把握とこれからの支援策についてですが、本年5月に市内事業者を訪問し、その実態把握に向けたヒアリングを行いました。

まず、本市の基幹産業であるパイル製品を製造する繊維関連事業者への聞き取りにおいては、影響の度合いに業種や製造品、取引先によるばらつきは見られるものの、多くの事業者において品薄や材料価格の高騰など多大な影響が生じていることが確認されました。また、原材料の調達においては、現時点で完全に途絶しているわけではないものの、製造

元による出荷調整が行われており、先行き不透明な状況が続いているとのことでした。

また、事業者からは、これまでの新型コロナウイルス感染症や度重なる物価高騰などを何とか乗り越えてきたが、今回の中東情勢に伴うさらなる混乱により、同業他社が事業継続の意欲を失ってしまうのではないかと、地域の産業基盤そのものを深く懸念する声も伺ったところです。

次に、農業に関しては、農業者やJAにヒアリングを行ったところ、ロシアのウクライナ侵攻により、生産資材が約1.3倍と高値で推移し、さらに、今年3月頃からのナフサ由来の資材不足による価格の高騰により、今後、大きく農業経営を圧迫する懸念が広がっており、引き続き状況を注視していく必要があります。

そもそも今回の事態は、単なる経済的要因による物価高騰などではなく、中東地域における地政学的リスクの高まりと、それに伴う原材料の輸入量減少懸念に起因する構造的課題であるとともに、影響が他業種にわたっていることから、地方公共団体の施策により解決できることは限定的であります。逐次市内の状況を把握しつつ、まずは今後予定されている国の補正予算による支援策などに対応できるよう努めます。

2点目のゴミ袋の発注コストや紙おむつ等給付事業、さらには総務分野における事務資材調達など、行政運営や公費負担への具体的な影響についてですが、まず、ゴミ袋の発注コストにつきましては、原油価格高騰の影響により、1枚当たりの単価が約1.3倍となっています。そのため、発注数量を調整して調達を行い、本年度分の必要数量については確保できる見込みとなっています。当初、発注を予定していた残数量については、順次追加確保を進めてまいります。

なお、現在、十分な在庫を確保しているところですが、必要以上の過度な購入をお控えいただくよう、市民の皆さまへの周知に努めてまいります。

次に、紙おむつ等給付事業についてですが、紙おむつは石油由来の原材料を使用していることから、原材料価格の高騰や物流の状況により、製品価格や供給に影響が生じやすいことは認識しています。当該事業は介護保険制度における地域支援事業の枠組みの中で実施していますが、以前より国において当該事業の見直し、縮小の方向性が示されており、現在は対象要件の厳格化等を前提に事業の継続が認められている状況です。

このようなことから、給付額を増額する予定はありませんが、給付券の取扱い店舗の拡大による利用者の利便性の向上や、家族への情報提供の充実に努めるなど、当該事業が利用者にとって利用しやすく、効果的な支援制度となるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、事務資材の調達についてですが、庁内でよく使用する事務用品については、総務課で半年ごとに単価契約を行っていますが、令和7年度下半期と令和8年度上半期を比較しても、著しい単価の上昇は見られません。しかしながら、今後の動向に注意しつつ、品薄に備え、早期発注を心がけるなどの対策をしていきたいと考えます。

3点目の福祉の現場や生活困窮者、高齢者世帯への支援策の認識についてですが、高齢者や障がい者の福祉施設においても影響は生じているものと考えますが、市が単独で支援を行うことは困難であり、今後、福祉施設の声も聞きながら、必要な支援について国に対し要望したいと考えています。

また、現在、物価高騰の影響を受けている市民の負担軽減を図り、暮らしを支援するた

め、国の地方創生臨時交付金を活用し、全市民を対象に1万円分のハシモポイント等を給付しているところですが、生活困窮者や高齢者世帯の支援については、今後も国の動向を注視し、国から新たな支援策が示された際は、市として迅速に対応してまいります。

4点目の建築資材高騰による公共工事への影響及び燃料費高騰が上下水道事業の財政や将来的な料金体系に与える影響と対策についてですが、令和8年2月末以降、塗料、アスファルト合材、塩ビ管、断熱材など石油化学製品全般の価格高騰が続いており、市道舗装、学校改修、水道工事、市営住宅修繕など幅広い事業に影響が及んでいます。本市としても対応に苦慮しているのが実情で、一部事業については、見送りや工期延長の検討もやむを得ない状況です。

当面の対応としては、国や市場の動向を注視しながら、最新の設計労務単価や資材単価を適切に積算に反映するなど、入札不調の防止に努めてまいります。また、契約後に著しい価格変動が生じた場合は、国の通知や契約書に基づき、スライド条項の適切な運用を図るなど、受注事業者の負担軽減と公共事業の品質確保に努めます。

次に、上下水道事業への影響ですが、今回の影響は、上下水道事業の経営に対しても少なからず及んでおりますが、直ちに水道料金や下水道使用料を改定するということは考えておりません。しかしながら、全国的に見ましても、上下水道事業を取り巻く環境は、物価上昇や人口減少等による有収水量の減少、老朽化した施設の更新等、厳しい状況に置かれています。

今後も経営効率化や施設の最適化などに努め、中長期的な視点から経営状況等を総合的に勘案した上で、料金体系の見直しについても検討してまいります。

最後に、5点目の橋本市民病院における医療用手袋や輸液セット等の医療資材の供給・確保状況、及び価格高騰が病院経営に与える影響と対策についてお答えします。

まず、医療資材の供給・確保状況についてですが、令和8年6月に入り、液体の内服液などを入れる水薬瓶と軟膏やクリームなどの塗り薬を入れる軟膏つぼが供給停止となっています。現時点において、それ以外の医療資材については、これまでの使用実績に応じた必要数が供給されているところですが、今後、供給停止となる資材が増えることも懸念されます。

次に、価格高騰が病院経営に与える影響と対策についてですが、おただしのとおり、医療用のニトリル手袋の納入単価が約2倍に高騰しており、昨年度の使用数ベースで約750万円のコスト増が生じています。ナフサ由来の製品全般の調達コストは10から30%高騰するとの報道もあり、10%の高騰を見込んだ場合、今後、薬品費で約8,200万円、診療材料費で約7,800万円コスト増となる可能性があります。

対策としては、調達コスト高騰の影響を抑えるべく、医療資材の適正使用による使用料の抑制などを図っています。

なお、厚生労働省が示した令和8年度診療報酬改定の概要説明資料において、実際の経済・物価の動向が令和8年時点の見通しから大きく変動した場合等には、加減算を含めて調整を実施すると示されていることから、今後の動向に注視してまいります。

○議長（田中博晃君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）13ページにもわたる長大な答弁を頂戴しまして、本当に丁寧につくり込んでいただいて、ありがとうございます。

各部署がどのように把握され、どのように感じているかというのを知ることができました。

ちょっと気になったポイントだけ再質問していきたいんですけども、補正予算、国の支援策の動向について、市はヒアリングを通じていろんな業者が危機に瀕しているということ把握してくださっています。市には限定的であるので、国の補正予算を執行していきたいということで方向を出してくださいました。国の事業支援の概要というのはどこまで明らかになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

国からの情報というのは、なかなか市にもまだ下りてきてない状況という情報もありますので、私も議員と同じく新聞報道とかネット情報とかで見る内容を基に答弁させていただきたいと思うんですが、国でのナフサ不足というところにつきましては、国の捉え方としましては、その供給不足に対しまして、全体としての供給量は確保されておると。ただ、その現場の不足は、流通過程で過剰発注などの目詰まりが原因かなというところを重きに置いています。

ということで、国におきましては、代替調達ルート拡大と備蓄の放出というところ、それから、目詰まりの解消に向けた政府の直接介入というところを実施しております。あと、サプライチェーン各所への発注、生産の適正化というところと、国民、消費者への冷静な対策の呼びかけというところを国全体として行っておるところでございます。その上で、中小企業の支援に対しましては、資金繰りを支える融資保証の拡充であったり、それから雇用を維持するための雇用調整助成金が使えらるというふうには確認が取れていま

す。

石油関連というところでございますと、国の補正予算等々におきまして、ガソリン価格を抑える取組みですとか、あと県におきましては、L P ガスの価格を抑えるための取組みというのを実施するというふうには聞いております。

以上でございます。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）少し補足させていただきます。せんだってから市長が国へも行っていただきまして、建築資材等の流通過程ですとか潤滑油の流通過程等におきまして、どのようなところで目詰まりを起こしているのかというのを国のほうも調査しているというふうな情報をもらっています。

本市におきましては、建設協会ですとか上下水道の協会、それから食品流通の業界、それらの情報をしっかり把握して、国に上げることで目詰まりをしっかりと解消していただいて、これらに備えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）また明らかになってきましたらお願いします。

ごみ袋については、価格が上がりましたので、数を減らして発注しますよと。足りない分については、また改めて補正を組みますよというお答えでしたので、それでお願いしたいと思います。

次に、おむつ券等給付事業について、国が廃止・縮小の方向にある。これ、ちょっとショックを受けています。国の方針を受けて、橋本市はどのような動きをされるのでしょうか。

○議長（田中博晃君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（犬伏秀樹君）市といたしましては、今後も国が示してまいりますこの地

域支援事業、こちらの要件の中で当該事業を維持・継続できるように、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）助かっている介護世帯がたくさんいらっしゃるので、引き続き継続していただけるように、私からもお願いします。

次に、公共工事におけるサポートなんですけども、物価高騰においては、スライド条項というんですか、単品スライド条項、急な物価高騰で、価格が決まった後で入荷する価格が上がってしまった場合に、利益が小さくなってしまうので、追加のお金をもらえる制度です。これについては非常に申請が難しいとお聞きしています。このようなサポートというのを伴走していただけるものでしょうか。

○議長（田中博晃君）総務部長。

○総務部長（中岡勝則君）サポートということにはなるんですけども、市の工事の請負契約の中には、第26条でスライド条項に関する規定というのがございます。そこについての内容は、適正な請負代金の設定や適正な工期の確保に努めるという国からの要請もあって、そういった契約書にうたっておるところについては、適正な運用等に努めるということにはなるんですけども、サポートということになりますと、受注者のところのいろんな事情に配慮するということはあるんですけども、何らかのサポートというのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

価格については、最初にどういう金額を設定して、どれだけ上がったかというのはこちらでも、事業者でないと分からない部分もありますので、そういったところについては、受注者側での証拠書類というのを用意していただくということも必要かと思っておりますので、

できるだけ、ご相談に乗るということは可能なんです、サポートというのがどこまでできるかというのは、今現在では分からないということになります。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）申請書類は業者がつくられるものですが、あと、こういう書類が要るよといった申請におけるサポートというのはしていただけるのかなというふうに考えますので、お願いしたいというふうに思います。

結構、これも国の制度ですけど使いにくいですね。単品しか申請できないというか、あれもこれも値上がりしていた場合に、それぞれについて申請せなあかんから、非常にこの書類の山になってしまうというか、一番大きいやつだけ申請して、もうあとは諦めようかというふうな制度かなというふうな感じがしましたので、何とぞ伴走していただけるようお願いします。

次に、市民病院の価格高騰対策なんですけども、答弁にありましたように10%から30%の上げ幅が予想されると。10%とした場合、手袋、薬品、診療材料費などを合わせると、答弁の額でいきますと1億6,000万円ものコスト増が予測されているんです。10%ですよ。これ、30%だと4億円とかになってくるので、これを現場の節約で乗り切りますというのはなかなか難しいのかなと思うんです。そこで、市の一般財源からの繰入れというのは検討していかなければならない状況かなと思うんですけど、市長いかがでしょう。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）田中議員の質問にお答えします。

繰入れというのは、今慌ててするものじゃないませんので、先日も林総務大臣にお会いしたときに、総務省からも不採算部門への交

付税を増やしてほしいとかいろいろ要望してきました。その中で、今度、物価高騰に対する部分で、やはりもう一度総務省とお話をして、何かないのか。例えば、厚生労働省の診療報酬が3.09%の改定で、実際、物価高騰とか人件費の高騰で手元に残るのが0.5%やという、そういうふうな状況もありますので、今後、また国と協議をしながら、どこまで国がフォローしてくれるのか、その状況を見て、繰り出す必要が出てくれば考えていければというふうに考えています。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

診療報酬改定が後出しで来ますので、その間がっらいというのは病因の現実だというふうに考えています。

2番目の質問を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目3、本市の人口減少対策と今後の地域社会の維持に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（三浦康広君）登壇〕

○経済推進部長（三浦康広君）本市の人口減少対策と今後の地域社会の維持についてお答えします。

1点目の最新のデータによる受け止めと、これまでの人口対策の成果についてですが、本市の人口は年々減少傾向にあり、令和8年5月末時点5万7,550人と、5年間で約3,800人減少し、出生数の減少、死亡数の増加、転出超過による人口減少が続いています。20代、30代の女性人口では、5年前と比較し約650人が減少し、進学、就職、結婚などによる転出が見られます。若年層の人口の減少は、労働力、経済活動、出生数にも影響するため、引き続き対策が必要であると考えます。

人口減少対策の成果としては、転出抑制層である20歳代の転出者数の減少や、転入促進

層であるゼロ歳から9歳、20歳から39歳での転入者数が増加傾向となっています。

2点目の魅力ある職場環境の確保に向けた取組みについてですが、年代、性別に関わらず、誰もが自身のスキルを生かした仕事に就くことは、人生において非常に有意義であり、そういう職場で長く勤めることにより、結果的に転職等による転出を抑えられる可能性があります。本市では、企業誘致事業や創業支援事業などにより、住民が様々な職業を市内で選択できる機会を提供しているところであり、今後につきましても住民等のニーズを把握しながら、その時々に応じた施策を検討したいと考えております。

○議長（田中博晃君）13番 田中君、再質問ありますか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

多様な魅力ある職場環境を確保すると転出等を抑えられる可能性がある、同じ方向を向いてくださっているんだなということで理解しました。

以前から企業誘致はじめ、雇用状況の確保を頑張ってくださっているところであるんですけども、もう一步頑張って、製造・流通業を中心としているというところで、事務業であるとかITとか、そういった若い人というかな、例えば帰ってきたくなる仕事だとかという幅広さがもう少し欲しいんかなというふうに考えるんです。

あまり時間もありませんので、ちょっとスライドを見ていただきたいんですけども、出ますか。これ、恋野小学校です。今、再編統合でどうしようかというのを地域に聞きますという状況になっている恋野小学校です。スライドを終わります。

例えば、この恋野小学校、今現在は使われている状態なので、この後どうしようかとな

ったときに、跡地活用については、例えば企業誘致の視点からすると非常に大きな不動産になると思うんです。この考え方というのは教育委員会では難しくて、やっぱり企業誘致室になるんですけど、企業誘致室にしてみたら、うちの物件じゃないのにそんなん動くわけにいかんよというのが本音のところだと思うんです。ということは、橋本市を挙げてこの税収確保とか雇用環境の確保とかという部分で、すごい強力な建物が出たと、広い土地が出たというのが先にないと駄目なんかなって、戦略的な考え方がないと駄目なんかなと僕は思うんです。

例えば、地域に聞きますというのでも、既に地域が、例えば1階はチョウザメを養殖しましょう、2階はフグを養殖しましょう、3階はウナギを養殖しましょう、グラウンドでは和牛を飼いますと言うんだったら、また話は別ですよ。たくさんの雇用が生まれて魅力あるなと思うんですけど、これからどうしようか、どうしようかとなっていくのはちょっともったいない気がするんです。こういった場合に、橋本市が先立ってA案、B案、C案も用意しておくべきかなと感じたんですけど、いかがでしょう。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）まず小学校の統廃合は、まず生徒の教育環境をしっかりと充実させることというのが目標になってきます。結果、学校が使われなくなるというふうになってくる状況になりますので、その前段である程度どういうふうに使うのかというのを決めてしまうというのは、やはりなかなか難しいということが一つと、地域住民の方の考え方というのも色々ございますので、今現状であれば、地域の人たちがいろんな活動の拠点として使いたいというような声もございますし、地域の方々がこの企業だったらいいけど

も、この企業だったら駄目だというような考えを示してくることもございます。そこら辺はやっぱり慎重に我々としても対応する必要があると思いますので、前から決めていくというのはいかがなものかというふうには考えております。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）もちろん、決めるということではないんだけど、アンテナを立てていくという意味で、戦略的にまちをつくっていく。黙っていてもすばらしい企業がどんどん来てくれるというのはないんです、やっぱり。どの企業も引っ張り合い、どのまちも引っ張り合いをしているので、やはり頑張っここへ持ってくるという動きをしておかないと、企業誘致室も頼まれてないのに探すわけにいかんというのはそういう質問なんですよ。だから、橋本市はもっと雇用環境、多様なものを、働きやすい環境であるとか、女性でも3時間でいいだよというような先進的な企業を誘致するのかしないのかというところで、もっと旗を振ったらいかがかなと思うんです。市長、いかがでしょう。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）田中議員の質問にお答えします。

これ、非常に難しい問題で、恋野小学校は避難所なんですよ。それをそういうものに変えてしまったときに、住民はどこへ避難するんですかという問題も出てくるので、廃校プロジェクトでやったところもあるんですけど、やっぱりなかなか来てもらえない。そして、改修費も相当学校、田中議員が言われるようにすると、排水からやると、とんでもない、それだけの果たして経済的効果、雇用の効果が出るのかなと。特にチョウザメをといっても、そんなにたくさん雇用が生まれるわけでもない、そういう中で地元がどう使いた

いかという話をまず聞いた中で、地域で使いたいという声があれば、やっぱり地域で使ってもら、高齢者の集う場所にしてもらうとか、そして、一つ考えているのは、防災用品を貯蔵する場所にも一部は考えていきたいと思っているので、そういうことも含めて、これはより慎重に考えていかないといけない。シノダベースが撤退、そこはいろいろ廃校プロジェクトでなかなかうまくいっているところも少ないので、慎重に考えていきたいと思います。

○議長（田中博晃君）13番 田中君。

○13番（田中和仁君）市長のお気持ちも十分理解しております。チャンスがあれば頑張っていたきたいという程度にとどめます。

三つ目の質問を終わります。

○議長（田中博晃君）13番 田中君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）順番10、14番 南出君。
14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）皆さん、こんにちは。10番目ということで質問をさせていただきたいと思います。

今回質問するにあたりまして、二つの発言事項を用意させていただきました。一つは人口減少、もう一点は学童保育等の放課後の子どもの居場所づくりについてということとさせていただきますんですけども、人口減少については、今回4人の議員が関連の発言事項があるということで、ポイントを絞ってさせていただきたいなというふうに思っております。

それと、今回質問するにあたって、一つ気になったことがあります。働き方改革ということで、以前はよく議員の皆さんも質問されたかなと思いますけども、非常に教育委員会の担当課、総務課だったと思うんですけども、非常にハードな仕事をされているなというの

が印象に残っております。そういう意味では、やはりしっかりと市を挙げて働き方改革というのを取り組んでいただいているとは思いますが、これから夏場、苛酷なシーズンに入ります。体調も崩す可能性が高い季節かなというふうに思うんですけども、体調管理にしっかりと気をつけていただいて、業務のほうの遂行をお願いしたいと思います。

それでは、議長のお許しを頂きましたので質問をさせていただきたいと思います。

発言事項1、人口減少と少子化、未婚化対策についてということで、橋本市の人口ビジョンは、本市の人口現状を分析し、将来のめざすべき方向と人口展望を示しています。また、第2次橋本市長期総合計画（後期基本計画）の基本構想では、まちづくりの基本指標について、計画目標として、2027年の将来人口を約6万人と設定しています。

日本の人口動態は、単に「子どもが生まれない」だけでなく、その背景にある「結婚する人が減る」、そして、「結婚する年齢が上がる」が三位一体となって進行しています。これらは密接に絡み合っているため、それぞれのフェーズに応じた切れ目のないアプローチが必要です。今まさに結婚したい若者たちの結婚そのものを支えるまちづくりが必要ではないかなというふうに考えます。

まず一つ目、橋本市の人口減少の要因分析を端的に説明してください。

二つ目、橋本市の令和8年5月末現在の人口は5万7,550人ですが、橋本市の合計特殊出生率は2030年に1.8%、2040年には2.07%をめざし、転出傾向の強い15歳から29歳までの純移動率を5年ごとに20%ずつ縮小し、2035年には移動が均衡するものと想定しています。しかしながら、出生数は減少が続き、15歳から49歳女性人口も減少、期間合計特殊出生率が令和6年度で1.04となっています。この点

について抜本的な対策が必要と考えますが、どのような対策を考えられているか伺います。

三つ目、本市の少子化対策は、主には子育て世帯への支援として展開されており、一定の効果も出ていると思われます。日本の婚外子率は2%で、ほぼ全ての出産は結婚関係の上に成り立っており、出生数減少に歯止めをかけるための重要な対策の一つが、結婚したい若者たちの結婚そのものを支えて応援するまちづくりです。

つまり、今後の未婚化・晩婚化対策においては、地域活性化の分かれ道は、まだ結婚していない若年層への経済的・精神的アプローチへ予算とリソースをどれだけ割けるかという点であり、この経済的アプローチと精神的アプローチは車の両輪のような関係です。この点についてどのような対策を考えられているか伺います。

それから、発言事項2、学童保育等放課後の子どもの居場所づくりについて。

子育ては、第一義的な責任は保護者にあるとはいえ、子育て家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが大切です。地域、事業主、行政等、社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていくことが必要です。

学童保育については、児童数が減少している一方で、利用人数は増加し続けています。共働き家庭の増加に伴う学童保育やふれあいルーム等の放課後の子どもたちの居場所については、社会的な需要が高まっている一方、現場では幾つかの深刻な課題や問題点に直面しています。

一つ目、放課後の子どもの居場所づくりについて、本市の方針と具体策について伺います。

二つ目、本市の学童保育について、どのよ

うな量（受け皿）の課題、質（環境・指導員）の課題、運営・制度の課題があり、どのような対策を講じているのかをお伺いします。

以上、壇上からの質問をさせていただきます。明快なご答弁よろしくをお願いします。

○議長（田中博晃君）14番 南出君の質問項目1、人口減少と少子化、未婚化対策に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）人口減少と少子化、未婚化対策についてお答えします。

1点目の本市の人口減少の要因ですが、ここ数年の自然動態では、出生数の減少、高齢者の死亡者数の増加により、年に約600人が減少、また、社会動態では、ゼロ歳から14歳では人口増、25歳から44歳では移動均衡に近づいているものの、20歳から24歳での転出超過が多くなっており、約100人が減少しています。

出生数等の推移として、令和6年と3年前からの比較ですが、出生数が336人から254人、期間合計特殊出生率が1.27から1.04と減少しています。未婚率、有配偶出生率は、令和7年国勢調査値は出ていませんが、令和2年における25歳から39歳の女性の未婚率は全国39.5%に対し本市は44%、有配偶出生率は全国70.3%に対し、本市は71.1%となっています。

少子化の要因としては、20歳代の転出超過による女性人口の減少と、25歳から39歳の未婚率が高いことが要因と考えています。

次に、2点目の出生数に対する抜本的な対策についてですが、出生数は女性人口、有配偶率、有配偶出生率が関係するため、若年層の転入促進、転出抑制、働く場の確保、子育て環境の充実に引き続き取り組む必要があると考えています。近年、これまでの成果として、若年層の社会動態は改善傾向であるもの

の、未婚率、出生数の改善にまでは至っていません。

3点目の、まだ結婚していない若年層への経済的・精神的アプローチですが、まず、経済的アプローチにつきましては、若者が結婚した際の新生活にかかる費用の一部を助成する制度として、橋本市結婚新生活支援補助金を交付しており、住居費の負担軽減など、生活基盤を底上げする施策を行っています。

次に、精神的アプローチについては、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描けるよう、その重要性や、その前提となる知識を学ぶ機会を提供することを目的として、市内企業と連携し、市内の高校でライフデザイン講座を実施しています。

また、シビックプライドの醸成も重要であると考えており、特に若年層が地域への愛着やこのまちで暮らす安心感を持てるよう、SNSを活用して、地域の魅力、イベント、季節の情報を発信しています。現在、新たな対策は考えていませんが、これらの事業を引き続き実施しながら、より効果的な施策を見極めていきます。

○議長（田中博晃君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

私個人としては、本市の子育て支援体制、非常に充実しているし、いい体制だなというふうに思います。子育て応援課、それから家庭教育支援室、こども課をはじめとして、やっぱりほかにはない丁寧な、充実した支援体制もあると思いますし、教育委員会においても、しっかりと教育体制の充実を図っておられると思います。決してほかの自治体に引けをとるような事業をやっていないというふう

に感じております。

しかしながら、答弁では、未婚率、出生数の改善にまでは至っていないという答弁をされました。非常に残念なことでありますけれども、これまでの効果が出ていないというところの未婚率や出生率の改善策、延長線上にある引き続き取り組むという答弁がありましたので、改善策や新たな対策が必要ではないのかなというふうにも感じます。改善に至らなかった最大の要因はどこにあるのか。どう変えたらいいのかというところについて、これ、文字通り、これまでの何をどう変えるのかというところをもう検討はされていると思います。その点、本市の見解をお伺いします。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）出生数を増やすということは、当然、人口増に直接つながる施策になりますので、我々といたしましても様々な観点から取り組んでまいった次第ではあります。しかしながら、やはり決定的な効果というのは得られてないというのが現状だと。さっきの厚生労働省だったかな、からの出生数の全国的な出生数を見ましても、過去最低というような状況で、この問題は本国内において、どこの自治体でも起こっているような状況だというふうには認識しています。

そんな中で、3番議員の壇上答弁でもさせてもらったんですけれども、抜本的に出生数を増やすということはなかなか難しいというふうに考えておりますので、交流人口とか関係人口なんかにしっかり重点を置いて、より魅力的なまちづくり、市内にたくさん転入していただいたり、橋本市に対して移住していただくとか、そういった施策に対しても、しっかりポイントをシフトしていきたいなというふうに考えています。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

いろんな対策を講じていただいていると思います。ただ、私の感じているところで言いますと、やはり未婚率の改善というところの対策が若干弱いのかなというふうに感じます。和歌山県内の9市のうち一番未婚率が高い。それから、合計特殊出生率も芳しくないというところかなというふうに思います。

現在の橋本市の婚姻数、直近で言いますと、だいたい1年間で140組ぐらいしか結婚されてないというふうなことで、ここ数年ずっと下がっているのじゃないかなというふうに思います。やはり出生数を増やして、子どもたちが育っていくということを考えますと、やはり結婚、婚姻の数を増やしていけるような取り組みが必要かなというふうに思います。

その中で、経済推進部が取り組んでおられます結婚新生活支援補助金は一つの手だてかなというふうに思いますし、現状の要件はなかなか厳しいとは思うんです。結婚して、いきなり家を建てる。なかなか建てられないとは思うんですけれども、でも、今までなかったこの新生活支援補助金をここ2年ほど前から、補助金を創設していただいたということで、一つの弾みにはなるのかなというふうには思っております。

今、本市に必要なのは、私が感じるところで言えば、各部門の取り組みはなかなか頑張っていると思うんです。ただ、まちを挙げた取り組みというのがやっぱり必要なかなというふうに感じています。今回の定例会一般質問では、3人の議員が人口減少についての質問をされましたので、質問する部分は狭い範囲でしか質問しませんけれども、やはりその一つとして、他自治体で成果を上げている、まだ結婚していない若年層への取り組み、ここというのが他自治体で結構成功しているのは、伴走型支援と機運醸成ということで、やはりデジタルやAIの網からもれてしまう層であっ

たり、あと一步を踏み出せない層、ここを地域のボランティアの方々が温かいおせっかいみたいな感じのを焼く仕組みになるかと思うんですけど、市民の方に協力を頂いて、昔で言うお見合いみたいな感じの引き合わせであるとか、相談に乗るとか、そういう体制をいま一度講じていくことも一つなのかな。これが他自治体で結構取り組んでおられます。一つの町に数百人の規模のおせっかいを焼いていただけるマリッジサポーターという方をちゃんと行政が研修して認定するという形で、体制を整えているというところです。

また、民間と連携して、企業の枠を超えたネットワークを構築しているというところでは、地元の飲食店とか、美容室であるとか、住宅ローンであるとか、割引を受けられる結婚応援パスポートというようなものを発行している自治体も増えているというところです。ですので、一つ一つの補助金であるとか、そういうところもやっぱり大事かなとは思いますが、まち挙げてこの橋本市は新婚さんというか、若い世帯を受け入れるまちなんだという機運醸成というのはやっぱり大事かなというふうに思います。

ありがたいことに、そこの部分というのはあんまりお金がかからないのかなというふうに思います。地域全体から応援されているという安心感、心理的なハードルを下げる必要があるのかなというふうに思いますけども、この辺についてご見解をお願いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）なかなか難しいと言ったら怒られるかもしれないんですけども、地域全体で若者をしっかり受け入れて、地域になじんくれるというんですか、地域を好きになってもらって、そこで新たに生活を始めてもらえるという、本当に達成できたら

すごく理想的だとは思いますがというふうには認識しました。それを行政側がどういう形で仕掛けていくのかというのは、私、今の状態ではちょっと発想が出てこない状況ではあるんですけども、民間との連携とかマリッジサポーターというようなご意見も頂戴できましたので、その辺りについては、また他市の状況とか議員の思いとかというのもございましたら、一度我々にもお話しいただけたらと思います。

しかしながら、なかなかやはりそういう点での対応というのは、行政としても今、非常に人数も、教育委員会のお話、冒頭いただきましたが、不足しているというところも現状ですので、できる範囲の中でしっかりと人口の増加ということには、施策としては努めていきたいとは考えております。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

冒頭からも言いましたように、結構各部門の取組みは、だいたい頑張って出そろっているのかなという感じがする中で、やっぱりあとはもう市民との協力、それこそ市民協働じゃないですけど、そこでやっぱりまちづくりを考えていくということも大事かなというふうに思います。そういう意味で、政策部長、また私の思いもまた聞いていただいて、私は結婚していますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

答弁の中で、高校生のライフデザイン講座というお話も頂きました。昨年、一昨年と高校生70人、80人とライフデザインの講座を開いているというところで、本当にこれも他市もやっているけど本市も負けてないなというところかなというふうに感じております。

今求められているのは、あえて婚活という名前を、看板を前に出さずに、やっぱり地元のカルチャーとか趣味とか新生活のつながり

みたいなところで場を設けていくというような場づくり戦略というのが必要かと思います。今ある公民館での取組みもありますし、いろんなところでいろんな講座やいろんなことをやっていると思います。それとこの縁結びみたいなところをくっつけていくということも大事なかなというふうに思いますけども、その辺、ターゲットを絞り込んだところを考える必要があるのかなと思いますけど、ちょっとちっちゃな質問になりましたけど、その点、答弁。三浦部長、目が合いましたので、三浦部長、お願いします。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

今はターゲットを絞って、婚活事業を出さずにとしたことやったんですけども、婚活事業につきましては、和歌山県において令和5年までやっとなんですけど廃止したという経過があります。本市においてもやっとなんですけど、廃止したという経過があります。ただ、令和8年度、今年度から県も出会いの場創出事業ということで新たに設けまして、婚活事業を再開するようです。また、婚活事業というか出会いの場創出事業の中において県民の意向調査を行いまして、皆さんの動向把握ですとか、支援方法の検討というのをしっかりと検証していこうということになっています。

市で実施していたときには、参加者が固定化したりとか、いろんなことが起こりまして、同じメンバーやったらやめとこうかというふうになったんですが、まずは県の意向、動向を参考に、まずは参考にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

県がまた再開するということで私も聞いて

おりますけども、この辺とこのマリッジサポーターとかその辺を組み合わせ、効果が出るような取組みができればいいんじゃないかなというふうに思います。

あと、先ほど、今ある既存の事業なりの中で効果的な取組みができないかなというふうなお話をさせていただきましたけども、そういう意味では、精神的なセーフティネットということです。育児の疑似体験の仕組みというのと、町全体のチーム化というのについて伺いたいと思います。

答弁では子育て環境の充実に引き続き取り組むということですが、現在の若者が抱く不安の正体というのは、環境の有無だけでなく、子どもと接した経験がないまま親になる未知の恐怖というか、そういうところのメンタル面もあるのかなと思います。例えば、本市においては、独身の若年層や学生がこども食堂や学習支援、また、放課後ケアやふれあいルームというような子どもたちと日常的に関わる仕組みがあると思います。これを将来の家庭生活の疑似体験というんか、そういうことになり得るんじゃないかなと思います。そういうことによって、こういう仕組みもまた、今ある仕組みが高齢化もしてきますし、継続して進めていこうと思えば、そこも若い若年層にも入っていただくのも、こちらも効果が出てくるんじゃないかなと思います。

出生率トップを誇る先進自治体というのは、どういう自治体かというのは、もう皆さんご存じかと思いますが、地域全体があなたの子育てのチームですよというふうな安心感を、それも可視化しています。そういうことから言いますと、こういう安心感のインフラづくり、そして市民の協力を得たまち全体の仕組みづくりというのが結構大事なかなというふうに思います。

たくさん今日は人口に対する質問もあった

と思いますけども、この辺もちょっと違った切り口で考えていかなければならないのではないかなと。全国の自治体もいろんな対策を立てておりますけども、出る対策ももう出尽くしたんじゃないかなというところもあって、こういう地域を、まち全体を巻き込んだ地域づくり、まちづくりというのが重要なというふうに思いますけども、その辺、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）なかなかまち全体を巻き込んだというのは、人口増に対してというところだと思うんですけども、本市に住み続けてもらいたい、それから本市を選んで転入してもらいたい。それはやっぱりまちに魅力があるからだというふうに思います。議員おっしゃったように、様々な場面で活動されている方というのは、転入してきた方とか、まちで活動されている方というのが、よりネットワークが広がったり、それぞれの方が顔の見える関係でしっかりサポートするような体制というのがあれば、本市を好きになってくれるでしょうし、本市に住んでいただきたい、選んでもらいやすい環境というのできるというふうに思います。それらが行政もしっかりいろんな団体の方を支援して、そういう地域で活動する方々をサポートしていくような取組みというのは、今、地域運営組織とか共同事業とか、そういったところで展開しておりますので、それらをしっかり進めることで、より魅力的なまちになればというふうに考えております。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

まさにそのとおりかなというふうに思います。今ある組織であったり基盤をしっかりと取り組むことによって、そういう機運の醸成

を図っていただきたいというふうに思いますので、期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一つ目の質問を終わります。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、学童保育と放課後の子どもの居場所づくりに対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）学童保育所等の放課後の子どもの居場所づくりについてお答えします。

1点目の本市の方針と具体策についてですが、本市では、第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画において、全ての子どもたちに様々な居場所を確保するとともに、地域全体で子どもたちの健全な育成に努めることを示しています。

放課後等の子どもの居場所づくりの取組みとして、学童保育では、保護者の就労等により留守家庭となる児童に放課後の居場所を提供しています。集団生活や遊びなどを通じて、日常の生活指導や健全育成に取り組み、令和8年度は27支援単位の保育所をNPOや民間などの団体が運営しています。

放課後等に学校の余裕教室や図書館を活用しているふれあいルーム（放課後子ども教室）では、地域の方々との協働により、工作やスポーツ、文化活動などを通じて、子どもたちが地域の皆さまと交流しながら過ごせる安全安心な居場所づくりを目的とした事業を展開しています。

また、市内14か所あるこども食堂のうち、3か所のこども食堂では、運営団体に委託する形で、家庭学習の進め方や取り組み方が分からないと酌み取れる児童を対象に、まずはどこでつまづいているのかを把握し、小さなヒントを出して、自分で解けたという達成感

を得させるなどの学習支援を行い、放課後における児童の安全安心な居場所づくりを進めています。

いずれも地域の方々と学校、学童保育運営団体、子育て支援団体等が協力し合い、全ての子どもの総合的な居場所づくりに取り組むという重要な施策と認識し、引き続き持続可能な形で実施していきたいと考えています。

次に、2点目の本市の学童保育について、どのような量の課題、質の課題、運営・制度の課題があり、どのような対策を講じているのかについてお答えします。

本市の学童保育は、橋本市学童保育（児童クラブ）運営費補助金交付要綱に基づき、人件費等に充当できる補助金を運営している市内6団体に交付し、その運営を補助しています。運営団体からは、一部の学童保育では、利用児童数の増加に伴う収容面での量の課題、支援員の高齢化等による将来的な後継者の不足という質の課題、一方で、児童数が減少している地域の学童保育では、児童数の基準による補助金の減少等により運営の継続が困難になるといった制度上の課題があることを認識しています。

教育委員会では、学童専用施設の増築、支援員認定資格研修の周知等を行うことで対応していますが、運営費補助金については、国への制度改善の要望を令和6年度に行っているところです。引き続き、各団体に寄り添いながら、放課後の児童の居場所づくりの確保に努めてまいります。

○議長（田中博晃君）14番 南出君、再質問ありますか。

14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。いろいろ検討していただいた答弁かと思います。

その中で再質問を一つさせていただきたい

んですけれども、答弁の中に、全ての子どもたちに様々な居場所を確保するということを答弁いただきました。そこで、実際には学習支援やふれあいルームの有無によって、学校区ごとに居場所や学習環境の地域格差が生じているのも現実です。そこで、これを単なる地域ボランティア任せにせず、やはり行政がいわゆる子どもの健全な育成環境の確保であったり、放課後の居場所の保障や子どもの貧困対策として、セーフティネットを担保すべきではないのかなというふうに思います。

これらはやはり教育ではなく福祉という面もありますので、そういうことも含めて、これらの未実施の学校区への放課後の居場所も拡充して、全ての子どもが放課後の居場所や体験学習機会を保障する観点から、新しい体験や学びと多世代交流、地域活性化につなげる拠点として再整備していくべきと考えますけれども、学童保育は教育ではなく福祉分野ですけれども、担当部署も教育総務課でもあります。教育行政のトップとして、教育長の見解をお伺いします。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）ただ今の南出議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、ちょっと前提となるお話をさせていただきます。教育基本法第4条には、教育の機会均等が示されています。「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」と定められております。この条文が主眼とするものについては、児童の属性や、とりわけ経済的、社会的背景を理由とする差別的取扱いの禁止をうたっているものです。実情に応じた支援の方法や主体が異なるということまでを禁じる趣旨ではないというふうに認識しているところです。

ここで大切になることは、形式的な平等と実質的な平等の区別です。橋本市では、教育コミュニティの活動、中学校区ごとに行っています。また、それぞれの学校にはコミュニティスクールとして、学校運営協議会が設置されています。この中学校区ごとにおいて、育てたい子どもの像を共有し、そのために地域、保護者、学校がどうコミットしていくかという辺りを熟議している、そういう現状がございます。こういったことから、全児童に同一の手段を機械的に適用する形式的な平等ではなくて、各地域や児童の状況に応じて適切な最適な支援を行い、結果として、学びの機会が均等に保障されていくというような実質的な平等の考え方を持ちながら、今いろんな事業を進めております。

この観点からは、実施主体が学校ごとに異なるということはありません。地域の実情に応じた取り組みとしては、これは自然な形であるかとも考えます。このことについては、必要な差異であって、是正すべき格差ではないと考えているというのが前提としてあるということで、実情をこの後お話しさせていただきます。

放課後の子どもたちが過ごす居場所としては、小学校の空き教室や公民館などを活用して、地域の方々と交流を行いながら、学習支援や工作、スポーツ、そして体験活動などに取り組んでいます。地域での活動内容は様々で、学習支援に力を入れている地域もあれば、工作やスポーツなどの活動に力を入れている地域もあります。

これは、先ほども申しましたが、主体性と独創性からそれぞれの地域が考えてくれた活動です。活動場所としては、学童保育所、児童館、子ども館、公民館などがあります。子どもが安全安心に過ごせるように取り組んでいます。もちろん学校の中でも行っています。

それぞれ活動の場所や内容に違いがありますが、それは先ほど申しましたように、違いであって、差とは考えておりません。格差とは考えていません。

これらの事業につきましては、学校が地域の方々の声を聞き、また、教育コーディネーターやふれあいルームコーディネーターがパイプ役となって取り組んでいます。中学校区単位で育てたい子ども像を全体構想に描きながら、学校も地域も同じ方向を向いて子どもたちを育ていけるように行政が伴走支援を行い、地域との協働ができていると私自身は認識しています。

これらの積み重ねが地域の方々の主体的な参画へとつながっており、また、地域ごとの実情に応じ、工夫を凝らした学校との連携が進んでいるとも考えておるところです。

以上です。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）丁寧な説明、ありがとうございました。

教育長の言われていることは分かります。ただ、時間の都合もありますので、深くは再質問はしませんけれども、やはり地域の事情というものもあるかと思います。その担い手となるボランティアの方々が高齢化になることによって、やりたくてもやれない、そういう活動もあるのも確かかなと思います。それが果たしてその地域に見合った活動であると言い切れるのかどうかというのもまた疑問かなというふうに思います。やはりこどもまんなか、子ども主体の取り組みというところの中では、子どもの健全な育成、そういう環境の確保というのが重要なかなと思いますので、その辺、伴走支援というところも含めて、今後とも継続してほしいと思います。

そして、次の質問をさせていただきます。放課後児童対策パッケージ2026という国の施

策があるかなと思います。こちらの点ですけれども、それこそ本市がめざしている教育と福祉の連携、この推進かなというふうに思います。全ての子どもが安心安全に過ごせることもまんなかな放課後を実現するために、国は令和8年度に放課後児童対策パッケージ2026を策定しました。これは平成26年あたりから、こういう総合的に子どもの放課後を考えていくというところの流れの中で、令和8年度はこのパッケージ2026というのを策定されております。

その中で、小学校内で実施される学童、また放課後子ども教室、ふれあいルーム、これらの校内の交流型を強力に推進するということをこのパッケージ2026はうたわれております。教育と福祉の連携に力を入れている本市であればこそ、早急にこの一体的な運営管理を構築して、効果的、効率的に運営していく必要があると考えます。

今日はそんなに細かい質問はできないので、そういう意味合いで質問させていただいておりますけれども、やっぱり同じようなことをするのに二つの部署が、二つの事業がばらばらにするというのも、効果的、効率的に考えてみてもよろしくないんじゃないかなというふうに思います。効果的、効率的に運営していく必要があると私は考えるんですけども、見解をお伺いします。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

今、議員おっしゃいました放課後児童対策パッケージは、女性の就業率が高くなって、今後、2030年頃に約165万人、ピークを迎えるという放課後児童クラブの登録児童者数の見込みを、その受皿の整備をするための方向性を示したものとなっています。その中の一つとしまして、放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型の推進が示されています。

校内交流型は、同一の小中学校内で放課後児童クラブ、学童保育等、放課後子ども教室、これはふれあいルームを実施しまして、両事業の連携を図りながら、放課後子ども教室の取組みに放課後児童クラブの登録児童を含めた全ての児童も含めた子どもたちの参加ができるようにすることで、多様な居場所づくりを推進するものです。

これは、本市ではこれまでも校内交流型として運営している実態がありまして、今のところは、継続して、この連携を図りながら運営を支援できるように取り組んでいきたいと考えております。ふれあいルームを利用された後に学童保育を利用されている児童もいるという形で、校内の学童保育では既に連携は取れているというところをお知りおきいただけたらありがたいです。

以上です。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。私もその辺は理解しております。

それと、児童数の減少によって補助金が減ると。学童の運営継続が困難になる制度上の課題を認め、国へ要望したというご答弁を頂きました。

現在、本市の学童は担当課が教育総務課ということで、しかも運営方式は補助金方式です。これは、和歌山県内9市のうち橋本市だけです。それとまた、一方で、ふれあいルームは生涯教育課で直営方式です。また、学習支援は家庭教育支援室で業務委託と。放課後の事業ごとに担当課も運営方式もばらばらなんですよね。やっぱり市民の善意に依存した現在の体制、高齢化も進んできております。人口も減ってきております。こういう体制で担い手不足が継続できなくなったとたんに、先ほどの話じゃないですけど、子育て支援、共働き世帯の生活が立ち行かなくなるんじゃ

ないかなというふうに心配するところであり
ます。

本市がめざす子育て環境の実現、子育て日本一の実現、そして持続可能な放課後の居場所づくりのために、全国の先進事例では、公設民託による完全学校内一元管理方式というのがベターかなというふうにも言われております。それは、その自治体ごとに合ったやり方でやればいいと思うんですけども、その辺の仕組みづくり、このばらばらの仕組みづくりを一本化して、効率的にできるような体制づくりというのは必要かなと思いますけども、この辺のビジョン等も含めて、ございましたら見解をお伺いします。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）ただ今のご質問に対してお答えします。

ご指摘のとおり、学童やふれあいルーム、こども食堂など、それぞれの事業の成り立ちや補助金制度の取扱いなどもあって、担当部署というのは異なっております。しかしながら、2か月に1回は教育委員会、その中心は学習生涯学習課になるんですが、と家庭教育支援室で連携協議を持っております。また、例えば学童保育では、学童保育の運営者として、学校内にある学童保育所が3団体、学校外にある学童保育所が3団体となっており、それぞれの団体が特色を出しながら学童保育に取り組んでいただいています。合理的配慮が必要な児童の利用について、また、団体間で利用料金が異なるなど、一律の入所基準を設けることや料金体系を統一することについては、慎重に検討が必要かなと考えております。ですから、すぐさま委託業務とすることは難しいと現在のところは考えているところです。

先ほどから先進事例の情報を頂きましたが、その情報収集も行う一方で、本市では教育と

福祉の連携に注力をして取組みを深めているところです。継続して、関係団体、関係機関とも情報交換を行いまして、子どものことを中心に据えながら、それぞれの課題に対応していきたいと考えています。

また、このことについては、教育委員会、また教育委員会事務局だけで進めていくことはできません。市長部局ともしっかりこのことについても協議をしていきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。ぜひそのようにお願いしたいと思います。

やはり市長も教育と福祉の連携ということに力を入れておりますので、補助金の出どころが文部科学省であったりこども家庭庁であったり、厚生労働省であったりということ、違うかも分かりませんが、やはり現場では一元管理ができるのが本来はいいかなというふうに思いますので、その辺また検討をお願いしたいと思います。

最後に、若年層を巻き込んだ育児の日常化疑似体験と、先ほど一つ目の質問のところでさせていただきました。そのところを放課後の居場所づくりのところでも質問させていただきたいんですけども、答弁にあったこども食堂での学習支援などの取組みをさらに一歩進める提案ということで聞いていただきたいと思います。

学生とか独身若年層がこども食堂や学習支援、また、ふれあいルームなどの現場で、子どもたちと日常的に交流して、結婚、育児の心理的ハードルを段階的に下げていく育児の日常化疑似体験の仕組みをつくることは、若者の精神的アプローチになると同時に、放課後の確固たる人手不足の解消にもつながるんじゃないかなというふうに思います。これら

を網羅した顔の見える持続可能な地域インフラというところの考え方で、市の今後の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中博晃君）教育長。

○教育長（今田 実君）ただ今の質問にお答えしたいと思います。

ふれあいルーム、放課後子ども教室、それとか、あと夏休みにある学校で体験活動など、学校ではふれあいサマーとかサマースクールとかというような呼び方で呼んでいますけれども、長期休暇の学習サポートやこども食堂など、中学生から大学生までの学生がボランティア等で参加し、子どもや地域の方々と交流して、様々な経験を積んでくれているという実態があります。前に比べると、参加してくれる方々も増えてきているかなと、そんなふうに思っています。

現在、彼らは自主的な思いでこの活動に参加してくれているんですけれども、より多くの若者がこういった活動に参加する制度として構築する場合は、若者に対して活動に見合った報酬というものもある程度やっぱり必要になってくる部分もあるかなと、そんなふうに思っているところです。そういったことを参画ポイントなんかもあるので、そういったことと絡めながら、より広報活動もしながら、参画してもらえるようにしていくことは可能かなと、そんなふうに思っています。

また、学童保育においては、長期休暇のとき、子どもが増えることもあって、アルバイトなんかで入ってくれている方もおるとは聞いておりますけれども、これは育児日常化疑似体験という話がありましたけれども、そういう部分があるかもしれないけれども、なかなか一概にはそれと直結するかといったら、ちょっと私自身も分からないところがあるんですけれども、世代間を超えてつながる、知り合いになるという仕組みをつくることは私

自身はすごく大事なことで、これは私どもとしても進めていっているところです。直接、今聞いていただいたことにつながるかどうかは分かりませんが、そういった活動は今後もしていきたいなと思います。

それと、これは余談になりますけれども、先ほどの1個目の質問の中で、学生が子育ての人たちと交わるという機会もありましたので、併せてちょっと話をさせてもらおうと、中学生が学習の中で子育て中のお母さんと触れ合ったり、実際に赤ちゃんに触れ合ったりという活動は、もう何年も前から実施して、これを継続しておるところです。これは今後も続けていく予定をしております。

○議長（田中博晃君）14番 南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。ぜひ前を向いて進めていけるようによろしくをお願いしたいと思います。

ここまで来て、いろんな各部門がいろんな事業に取り組んでいただいております。その中で、地域づくりは人づくりかなと、人づくりは地域づくりかなというふうに思います。そういう観点でもみんなで協力して、この橋本市のまちづくり、頑張っていきたいと思いますので、今回の質問、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（田中博晃君）14番 南出君の一般質問は終わりました。

この際、14時35分まで休憩いたします。

（午後2時25分 休憩）

（午後2時35分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番11、15番 辻本君。

〔15番（辻本 勉君）登壇〕

○15番（辻本 勉君）議長のお許しを頂きま

したので、一般質問を行います。一番眠くなる時間帯なので、あんまりくどくど言わないようにしたいなと思っております。めり張りをつけて、気合を入れていきます。

まず、質問の前に、前段ですけれども、少し7番議員が駅前のごで話をされとったので、私のほうが7番議員より大分先輩ですので、橋本市、もともと私の地元でありますので、小さいときの話を少し、駅前の。

7番議員はチキンセンターということをおわれとったんですけれども、私の小さい時はパチンコ屋でございまして、スーパートーエイの前段というのは映画館でした。映画館をやっております、その後、劇場みたいになって、田舎芝居といいますか、大衆演芸の劇場になっていました。私は、駅前にお風呂屋があったので、銭湯へ行ったら、よくその役者とお風呂に一緒になったことありまして、大事にしてもらいましたけれども。

駅前、あの通り、結構たくさんお店屋がありました。喫茶店が2件、名前も覚えておるんですけれども、ここでは名前は言えませんが、喫茶店が2件、あのトーエイの通りに2件、魚屋1件、バーみたいなのが1件、それと化粧品屋1件、お好み焼き屋が1件、電気屋が1件、それぐらいあの通りにありました。

駅下がりはお店すごいにぎやかでして、パチンコ店が4件でしたかな、最後まで、ちょっと中へ入ったところに1件あって、合計で5件、パチンコ屋がありました。飲食店も結構ありましたし、散髪屋、新聞屋、いろいろありまして、銭湯は二つ。真ん中辺に一つと、駅下がったところ、一番下のほうに1件とありました。そんな関係。

それと、皆さん全く、イメージは全くないんですけれども、駅前に「こうらくえん」というスマートボールのお店がありました。全く

想像がつかんのかなと。それと、大きな食堂がありまして、その食堂からJRと南海の駅のホームに出張で鮎ずしを販売されておまして、私の同級生のお母さんがそれをおやっておられましたので、そういうことで、大変、全然昔とイメージは違うんですけれども、にぎやかだったのはもう間違いなしににぎやかです。

すいません。余談ですけれども、昔のことを、夢じゃないんですけれども、そういう昔のにぎわいがあればいいかなということで、そういうふうになればと思っているんですけど、夢に終わりそうな気がいたしますけれども。

それでは、一般質問に入ります。

今回は1点だけなんですけれども、駅前の開発の関係は7番議員がやられていましたので、できるだけ簡単にといいますか、私は下水道を中心にやっていきたいなと思っています。

橋本駅前の公共下水道と進出予定のホテルの進捗状況、それと7番議員も言われましたJAビルについて質問していきたいなと思います。

現在、公共下水道は、橋本駅前から古佐田橋本線を西へ整備されています。これは、橋本駅のエレベーターと公衆トイレを設置したときに私もいろいろ要求いたしまして、公共下水を入れていただきました。しかし、東側、駅から東と駅から南、県道の下が整備されていません。その辺につきましては、以前にも早期実現に向けてのお願いをいたしましたが、あまり当局からはよい返事はありませんでした。

橋本駅前は、庁舎周辺、シビックゾーンとともに、本市の中心的地方であります。平木市長も以前から駅前の活性化に向けて、駅前開発を公約に掲げておられます。そして今般、二つのホテル進出が公表されています。今こそ駅前から国道24号までの公共下水道整

備をすべきだと考えますが、当局のお考えを尋ねます。

そして、駅前開発、下水道整備と大いに関連性のある二つの公表されているホテルについても、進捗状況、これは、現在、中東情勢の関係で、恐らく変化があるのではないかなと思われるんですけども、この辺をお尋ねいたします。

また、以前より何度も言っていることですが、駅前開発を進めるにはJ Aビルの問題があります。何か情報があればお教え願いたいとともに、市として今後どのような働きかけをするのかを尋ねたいと思います。

1点目、公共下水道整備について。

2点目は、ホテルの進捗状況について。

3点目がJ Aビルに関する情報について。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（田中博晃君） 15番 辻本君の質問、橋本駅前の公共下水道と進出予定のホテルの進捗、J Aビルに対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（堤 健君）登壇〕

○上下水道部長（堤 健君） 橋本駅前の公共下水道と進出予定のホテルの進捗、J Aビルについてお答えします。

1点目の公共下水道整備についてですが、既に公営企業会計に移行している公共下水道事業は、より一層健全な事業運営が求められています。さらに、国からは令和8年度中の事業概成を要請されており、本市としても持続可能な下水道事業をめざす観点から、事業区域の縮小を行っています。

今後、人口減少に伴う有収水量の減少や、施設の老朽化に伴う修繕費の増加が見込まれており、経営環境がより一層厳しくなることが予想されています。

議員おただしの路線につきましては、過去に中心市街地土地区画整理事業が中止になっ

たことに伴い、公共下水道整備計画の見直しを行った結果、現在は公共下水道の事業認可区域から除外しています。今般、ホテルの進出計画など新たな民間投資の動きがありますが、公共下水道事業を進めるには、法手続きや関係機関との協議を要することから、個々の民間事業計画の進捗に合わせて柔軟に対応することは困難です。しかしながら、現在進みつつある橋本駅前の整備計画とは連携が必要と考えています。

2点目のホテルの進捗状況についてですが、橋本駅東側にホテル操業予定の企業2社に確認したところ、現在、建築工事の着手前に必要となる協議などの手続きを進めている段階で、手続き完了後、それぞれ建築工事に取りかかる予定となっています。

なお、既に2社とも建築工事に向けた準備を進めていたため、中東情勢などの影響は少なく、現在のところ操業開始時期に大きな変更はないと伺っています。

3点目のJ Aビルに関する情報についてですが、J Aビルは、橋本駅前整備における重要な拠点の一つと認識しておりますが、民間主導で進めていただけるのであれば、市が購入するつもりはありません。

○議長（田中博晃君） 15番 辻本君、再質問ありますか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君） ありがとうございます。

上下水道部の考え方というのは、私にとっては大変不満足でありますけども、理解はできました。しかしながら、本来、市長が駅前の活性化とか開発に掲げたというか、開発をやると掲げた時点で公共下水道は整備すべきではないのかなと僕は思っています。答弁はもう要りませんので結構なんですけど、中心市街地の関係でストップになったときに除外をしたということなんですけども、橋本市が公

共下水道をやろうと決めたときに、どこをまずやっていくんだと考えたときに、私は市役所周辺のシビックゾーンと橋本市の中心、JR、南海の駅がある、この辺を一つの中心として考えていけば、まずここへやるのが当然の僕は仕事だと思うんです。公共下水道としてのね。その辺ができてないというのは大変不満といいますか、大変残念であります。

しかしながら、今日答弁にありましたとおり、現在進みつつある橋本駅前の整備計画とは連携が必要であると考えているという答弁を頂いたので、このことについて、所管が建設部まちづくり課かな、と総合政策の部分になるので、この二つの部から少し考えをお伺いしたいなと思います。

○議長（田中博晃君）建設部長。

○建設部長（石井隆博君）まちづくりという面的な整備におきましては、下水道をはじめとするインフラ整備というのも、当然、足並みをそろえて進めることがベストであるという認識は持っております。ただ、現時点ではその整備内容というのが具体化できておりませんので、下水道担当部局との協議や調整というのはできておりませんが、民間による整備も含めて、駅前整備の内容がもう少し前進して、具体化されてきた時点では、速やかに協議、調整は行っていく必要があるというのが建設部の認識であります。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）ただ今の建設部長の答弁といささかかぶってくるようになってはくるんですが、総合政策部では、シビックゾーンの整備、どのような施設をどこに配置するのかというのを今、粛々と進めておるようなところで。

駅前につきましては、駅前交流ゲートゾーンというような形で位置付けまして、市の玄関口としてどのような施設が必要になるのか

というのを今検討しております。その辺りも、先ほど建設部長からも話がありましたが、民間事業者がどのような形で入ってくるのかというのをしっかり見極めた上で、下水道の整備が必要なかどうかというのは、下水道部局等とも連携しながら検討したいと考えています。

○議長（田中博晃君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ありがとうございます。

以前にこの下水道の話をしたときに、当時の上下水道部長の答弁では、鶏が先か卵が先かというような答弁をしてくれたんですよ。そしたら、今回、大きい、小さいは別として、ホテルが二つも駅前という、全くの駅前ではないんですけども、駅に近い東側にできるのであれば、その話からいくと、当然せないかんの違うんですか。私はそれは思うんです。そんなええかげんな答弁、どっちが先やねんと。ホテルができるのが先か、下水道を先に整備をしてホテルを呼ぶのが先かという、そういう答弁をしておいて、今回ホテルが進出すると言うているのに工事に入らないというのはちょっとおかしい話なんです、それは。下水道部の考え方というのはもう理解しとるので、それはもうええのであれなんですけども。

そしたら、この駅前開発の関係で、いろいろ担当が何人かおって、まちづくり課でやってくれとるんやけども、そこが進めていく中で、ほんまにやるんですかと。建設部、総合政策部、部長2人答弁しておいて、ほんまにやるんですかというのを、やっぱりきちっとやってもらわんとね。できひんもんを、今日は進める中で、今度まだ大きなホテルが来たらやりますよとか、そんな話と違うでしょう。前には進出企業があればやると言うといて、今回、ホテルが二つも出てきとんにしない。今答弁しておいて、今度出てきたらまた変な

答弁になるん違いますか。やるという考え方は、ほんまに真剣にあるんかなというその辺。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）市長の公約でもございましたし、やるという方向では進めておるところではあります。しかしながら、どのような形に落ち着くのか、どうなってくるのかというのは、今の段階では私のほうではご答弁できませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（田中博晃君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）部長クラスがやるとはなかなか言われへんかも分かりませんけども、そしたら、これ、計画をつくって、供用開始までだいたい何年ぐらいかかるんですか。

○議長（田中博晃君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）下水道というのは、議員もご存じだと思いますけども、手続きが必要になってきます。都市計画事業なので、まず法手続きとか関係機関との協議、詳細な設計で、まず、少なくとも2年ぐらいかかって、そこへ加えて、今、議員おただしの路線をやっていくとなると、工事もやっぱり二、三年かかってきますので、概ね全部で四、五年はかかるというふうな認識であります。

○議長（田中博晃君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）ほんまに今後やるという気持ちがあるんやったら、それをやるときに、どういうふうにするんかとか、それぐらいの考えが僕は必要やと思うんですよ。そうでしょう。そんなん、今答弁あったとおり5年間かかるわけやな。そのちょっとでも短縮しやえたほうが、やっぱり進出企業もいろんなこともあるやろうし、出てきたいというところもあるやろうし、そんな関係で言うたら、今の段階でやるんやったら、言えば、底地を調べたり、どういうふうな形で配管を持

っていくんやとか、それぐらいのことはちゃんと出してほしいなと思うんです。僕はやるべきやと思う、それぐらいはね。それが没になっても仕方ないですやん。どうしても全然誰も出てけえへんし、今のあんな状態で下水道をつけたって、つなぐ人もおれへんだら没になる可能性はあるわな。そやけど、ほんまに駅前開発を一生懸命やって、どないかしようかと思うんやったら、今の段階でやるときにはこういうふうにするというぐらいの下水道部としての案があっても僕は不思議でないと思うんです。そんならスムーズにいくやんか。駅前開発、まちづくり課が一生懸命やって、そっちの方向でいろんなことをやるんやというふうになったときに慌てらんでもできるわけや。そうでしょう。

今回のホテルの件については、これは火事の問題があって、あれ、急遽土地が売れて、急にホテルが出てくれるということで、かなり気ぜわしいという関係なので、なかなか無理やと思うので、次はもっとゆっくり考えられるので、できたら考えてほしいなとは思いますが、一応答弁いただいたので、それぐらいにしておきたいなと思います、下水道については。

次は、二つ目のホテルのほうに行きます。進捗状況を説明いただいたんですけども、ほんまに大丈夫かなと思うんですよ。僕も地元なので毎日通つとるけど、何の気配もないのでね。ほんで、来年4月1日オープンやというのを大々的にぶち上げとるでしょう。ほんまに間に合うんかどうか確認してくれとるの。伺っておりますという答弁いただいとるけど、ほんまに大丈夫かいと。腹を割って話したの、業者と。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）ご質問にお答えします。

事業の進捗はスムーズにいつているということで、先日も代表者の方とお話ししましたが、今のところ、4月1日に向けて頑張っているんやということで、実際本人から話は聞いております。今何をやっているかという、まだ、その事前着手のためのまちづくり条例に基づく開発の事前協議とか、建築確認申請で確かにやっとするので、手続きによる今後の協議によっては遅れが出る可能性もありますが、今の現段階、誘致企業として、協定をまいてる中での交渉を経済推進部で行わせてもうとんですけれども、その中では、今のところ順調に進んでおるといのは聞いております。ただ、それが確約できるかということになりましたら、なかなか難しい問題で、今後、変更になる可能性も当然出てくるとは思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）そしたら、現在、建築工事の着手前に必要となる協議等の手続きを進めている段階で、手続き完了後、それぞれ建築工事に取りかかるということなんやけど、そしたら、この辺の協議しとって、手続き完了っていつ完了するんよ。いつ完了して、いつから工事に入れるという見通しはないんですか、その辺は。いつまで手続きの協議をするんですか。

○議長（田中博晃君）経済推進部長。

○経済推進部長（三浦康広君）お答えします。

民間企業の施工する部分なので、確かに一旦元の行程上は、来年度4月開館、オープンに向けて、オープンするということでの情報は頂いているんですけども、今現段階では、開発協議に基づく許可申請でありますとか、建築確認申請は行っておるところでの情報は得ておりますので、いつそれを完了するかということまでは、今のところ情報と

してはないという状況になっております。

以上です。

○議長（田中博晃君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）必要となる協議、手続きというのは、建築確認も言ったら県の絡みかな、県になるんやな。そんな関係で言うたら、なかなか市としても情報が入りにくい部分があると思うんやけども、ちょっとその辺も含めて県にも確認したり、いろいろ確認する方法があると思うので、きちっと、やっぱりあれだけぶち上げたら、よもや市民から見たら、来年の4月にホテルができるんやなと思うわけでしょう。ほんで、あの裏のほうの土地も駐車場として買っているわけやんか。そんなん、前を通して土地の絡みは何もしてない。ほんまに間に合うんかって、これ、絶対に合わんと僕は思うわ。

それは、中東情勢の関係で、資材の関係で遅れるというんやったら、これはもうしゃあない、ある程度な。そやけど、それがクリアできると言うんやったら、やっぱりもっとほんまに本気で協議もして進めてもらわんとあかんの違うかなと思うので、情報が入り次第、もう協議が終わって建築確認もできたと。いつから工事入るんやという、そういう情報はきちっと流したってほしいんです。ずれたら、いつまでずれるんやと、オープンがずれる、2か月、3カ月ずれるんやと。半年ずれるんか分からんので、その辺はしてあげてほしいなと思うので、よろしく願いしておきます。

そしたら、次は、三つ目に行ってよろしいですか、議長。

J Aのビルなんですけども、7番議員のときも答弁いただいとるのであれなんですけども、僕は7番議員とは若干考え方が違うのであれなんですけども、7番議員は優しいのでちゃんと追及しなかったと思うんですけども、民

間主導というのは、それはいいんですけども、駅前活性化とか駅前の何というかな、防犯の問題とか美観の問題とか、防犯の観点から言うたらよ、あのビル、言えば老朽化して、誰も住んでない、誰もいてないビルを何年ほっといてもいいんですかと。市として感じひんのかと、何かを。民間であってでも、そういう美観、どこでも言うんちゃうん。業者は注意というか、要望を出しているんちゃうん、出すんちゃうん。出して当たり前ちゃうん。ええかげんに解体してくださいよと。そうでしょう。

まして、J Aというのは、僕は思うのは、一般的な民間企業ではないと思うんです。もともとは農業協同組合でしょう。一般的な企業ではないし、まして橋本駅前の正面にああいう古い老朽化して使い道ないといえませんが、耐震の問題もあるやろうし、かなり古いので、そこをいつまでほっとくんなどという。橋本市にとってマイナスなんやからね。それは行政が民間のビルであっても、きちっと話をしに行くのは、これは行政の役割と違うのかな。民間やから何もしませんが、自由にやってくださいよというわけじゃないでしょう。橋本市民が駅前に降りて、駅の前に立ったときに前を見て、あんな古いビルが、例えば幽霊ビルがあって、橋本市が発展すると思う。そんなもん早いこと話をして更地にしてもろたら全然見栄えは違うわけやんか。そうでしょう。その辺の話を何でせえへんのかなというのが僕は疑問なんよ。これ、トップが責任を持って行っても僕は不思議じゃないと思う。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）J Aには言うています。早く解体してくださいと。市が買うにしても、条件として、解体した後に買いますよというような、まだ話が前に進んでないときにJ A

にはもうずっと伝えていきます。ただ、昨日も7番議員のところで答弁しましたように、やっぱり今、紀北かわかみ、J Aだけでは判断できなくなって、県一になったので、県のJ Aがオーケーしてくれやんと、なかなか予算がついてこないという話もあります。できたら早く解体してくれというのは以前からずっと伝えていますが、なかなか前へ進んでいないというのが現状のところでもあります。

○議長（田中博晃君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）市長がそないして言っていたいとるんですけど、やはり市長も優しいいかな。なかなか進まんでしょう。J Aがうんと言わんと。お金がかかることやけども、そやけど、橋本市にとってはほんまにかなわんねんと、あそこにああいう古いビルがあったら。そうでしょう。それはもっといっぺん、市長、ほんまに本気になってJ Aのほうに行っていたいて、もう頭を下げるのはかなわんと思いますけども、何やったらみんな議員も行きますし、橋本市のためやから。もっと積極的にやってもらわんと僕は駄目やと思うんです。

どこに売ろうが、売却しようが、これは民間の、個人の自由やから、それはいいんですけども、あのままずっと置いておくというのは、やはり橋本市にとって大きなマイナスなので。その辺だけはちゃんとやってもらえたらありがたいなと思うんですけども。

あと、市長、今、市が買うとかという話、買うときは潰してからやないと買えへんとかという話が出てきたんですけども、昨日は7番議員の答弁で民間でということなので、それはそれでいいと思うんですけども、やはり橋本市の向こうの中のほうは、J Aビルだけじゃなしに、中のほうには市の土地もたくさんあるはずなんですよ。あるですよ、実際。そんな大きなものはないけど、小さくて

結構あるんやけど、あるので、駅前のほうの開発に絡めていくのであれば、その辺、民間といえども、やはりそれなりの人に開発をお願いするという形でないと、何でもかんでも民間やったらええというわけにもいかんと思うので、その辺はやっぱり市の土地を売却するときには十分考えていただいて進めてもらえたらなと思います。

僕、前段で一発目に、いろいろ駅前のほうの話をしたんですけども、駅前の開発については、この議場の中におる人間、皆さんの中では、当初から中身を分かっているのは市長と僕だけやと思うんですよ。熊谷組がかんできて、熊谷組が撤退した。それから、いろいろ木下さんが頑張っていて、護岸工事も先にやったり、中心市街地をやって、木下市長は、上本町商店街、昔は夜店とかがあってにぎやかやったんやけど、それを取り戻したいということで、チャレンジショップというのをやったでしょう。それももうペケになりましたけども、そこから始まって、平木市長になってから頑張ったんやけども、財政的な問題もいろいろあって、第1区画の中心市街地の整備事業はもうペケにしたと。これは僕も正解やと思うんですけども、その後、また市長が、駅前はやっぱり大事なので、活性化、もうちょっと開発して、できる範囲で開発して、どないかしていきたいという話があって、これは地元の人も皆さん喜んどると思うんです。

また、J Aビルを解体してもうたら市が購入して、市長は図書館でもということでぶち上げてくれとったので、大変よかったんですけども、ちょっとその辺も難しくなったので、民間でということなので仕方ないと思うんですけども、新庁舎の建設の候補地としても上がっていたけども、やっぱりいろいろなところを検討したら、橋本駅前は無理やという結

論も出ているし、それはそれなんですけども。

とりわけ市長も大変やと思いますけども、J Aの件については、市長は本当にもっと頑張っていて、やってもらえたら、橋本駅前が少しでもましになるんじゃないかなと僕は思っていますので、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（田中博晃君）15番 辻本君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）順番12、10番 垣内君。

〔10番（垣内憲一君）登壇〕

○10番（垣内憲一君）皆さん、お疲れさまでございます。今回も2項目させていただきます。

まず、部活動遠征時の安全管理について。

5月6日に福島県郡山市の磐越自動車道で新潟県の私立高校の男子ソフトテニス部員20名が乗ったマイクロバスが交通事故に遭い、17歳の男子高校生の貴い命が失われたという痛ましい事故が発生しました。

報道では、学校とバス運行会社の契約が不明確だった点や、引率教員の過重労働による安全管理上の課題が浮き彫りになっています。この事態を受け、文部科学省と国土交通省が校外活動の移動に関する安全対策の検討を進めるなど、教育現場における部活動の遠征の構造的な課題が大きく問われています。

中学校の部活動においても、大会出場や他校との練習試合の長距離の移動が必要になることがあります。本市中学校における校外の部活動の現状についてお伺いします。

1、部活動遠征の移動手段について。

2、部活動顧問や引率教員の労務負担について。

3、部活動遠征時の安全管理について。

2項目めが、区業務のデジタル化に伴う集

会所の環境整備について。

本市が進めるデジタル回覧板や区業務のDX化に向けた補助金制度は、地域財政の負担を軽減するすばらしい取組みです。一方で、現場では、デジタル機器（パソコン、プリンター等）を役員個人の所有物に依存しており、プライバシーやセキュリティ、次世代への引継ぎの面でも大きな負担となっています。地域の持続可能なデジタル化に向けて、拠点となる集会所の環境整備を求めます。

1、集会所への専用パソコン、プリンター設置への支援についてですが、役員の個人負担を解消し、子ども会、老人会、消防団等の地域団体も含めたスムーズな情報共有と確実なデータの引継ぎを可能にするため、市として機器設置支援を行えませんか。

2、集会所へのWi-Fi環境の整備についてですが、デジタル回覧板の安定的、積極的な運用のため、各集会所へのWi-Fi機器設置をサポートする考えはありますか。

3、将来的な展望についてですが、デジタル回覧板の効果を市全体に広げるため、各家庭への端末配布の可能性も含め、本市が描く地域DX将来道について教えてください。

以上、よろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君の質問項目1、部活動遠征時の安全管理に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（岡 一行君）登壇〕

○教育部長（岡 一行君）部活動遠征時の安全管理についてお答えします。

1点目の部活動遠征の移動手段についてですが、本市中学校におきましては、生徒の移動は公共交通機関の利用を基本とし、移動の人数規模や行き先に応じて、教員の自家用車、または本市の公用車を使用するほか、状況によっては保護者の皆さまによる送迎をお願い

する場合もございます。また、マイクロバス等を使用する場合には、貸切バスとして許可を受けた事業者へ依頼しており、許可を持たない事業者や個人に運転を依頼すること、また、教員自身がマイクロバス等の大型車両を運転することは行っておりません。

次に、2点目の部活動顧問や引率教員の労務負担についてですが、部活動の移動の多くは、土曜日、日曜日の休日を中心となる中で、多くの教員が生徒の活動と成長を支えたいという思いから、献身的に職務に当たっているものと認識しているところです。教員が生徒を同乗させて運転する場合には、行程に無理がないかなどについても、校長が事前に確認した上で、校長の職務命令に基づき、教育活動の一環として実施しているものです。教員自身の運転の得意、不得意や当日の体調等につきましても、管理職が状況を確認し、無理のない引率、対応となるよう配慮しているところです。

また、本市では、生徒の適切な休養の確保と教員の負担軽減の観点から、平日1日、休日1日は部活動の休養日としております。

次に、3点目の部活動遠征時の安全管理についてですが、まず、移動範囲につきましても、基本的に市内や近隣の自治体を中心であり、練習試合等で遠隔地まで移動することはほとんどありませんが、公式戦では、東牟婁方面など、県内の遠方や県外へ赴くことがあります。加えて、中学校体育連盟主催の公式大会等に出場する際には、本市から必要な交通費を支出しており、公共交通機関を利用して安全に移動できるよう支援を行っているところです。

また、引率形態は、原則として複数の教職員で対応することとし、大会において教員が審判や運営に従事する場合にも、別の教職員が生徒の管理に従事するなど、教員1人に負

担が集中しないよう配慮しております。

なお、今回の磐越自動車道内の交通事故を受け、本年5月19日付で文部科学省から、部活動の遠征等における安全確保についての通知が発出されたところです。この通知では、自動車で移動する場合のシートベルト着用の徹底、貸切バス等を依頼する際に許可を受けた事業者と適切に契約を行うなど、安全確保のための具体的な留意点が示されております。教育委員会では、本通知の趣旨を踏まえ、各学校に対し部活動の移動時における安全管理について同様の通知を行ったところです。

本市としましては、保護者の皆さまが安心してお子さまを部活動に送り出していただけるよう、教員の労務負担に配慮しながら、生徒の安全と教員の負担軽減の両立に向けた環境整備に引き続き努めてまいります。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。

中学校の部活動に関する移動形態や安全管理、部活動を担当される先生方のご負担が相当あるということがよく分かりました。

今回、私がこの一般質問をしたのは、新潟県の高校生が乗ったマイクロバスが交通事故に遭い、男子高校生1人が亡くなった報道を受けて、私も運送業界に携わっていますので、長距離輸送やドライバーの大変さを実感してきましたので、市内の中学校においては果たして大丈夫なんかなというちょっと心配があったので質問させていただいたんですけども、バスに乗ったから安心と思いきや、あのような信じがたい事故が起こってしもたわけですけども、子どもが命を失うことは繰り返してはいけないと思います。中学校の部活動の遠征に安全管理はできているのか。子ども

の命を預かる立場の先生方のご負担は限度を超えていないかなど、思い当たることがたくさん出てきました。

ご答弁をお聞きしまして、まず安心したところもありましたが、私もいろんな実経験をしていますので、安全管理という視点から気になった点や、ちょっと教えてほしいなと思うことが何点かありますので、ちょっと再質問させていただきたいと思います。

まず、部活動の実態からお聞きします。部活動には、運動部と文科系の大きく二つに分かれていると思うんですけども、公式戦を含めて、年にどれぐらいの頻度で遠征をしていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

令和7年度の実績を申し上げます。まず、遠方への移動を伴うケースとしましては、部活動の公式大会で近畿大会に出場した事例が複数の部活動で見られましたが、その頻度は各校いずれも年に1回程度にとどまっているところです。

次に、練習試合等で県外へ移動したケースでは、奈良県の御所市や大阪府の河内長野市などへ赴いた事例が数件見られましたが、こちらも年に数回程度の頻度にとどまっています。

また、県内における移動につきましては、部活動の公式大会で県大会に出場した事例が多く、昨年度は会場の西牟婁郡まで移動しておりますが、こちらも各校年に1回から2回程度の頻度となっているところでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ご答弁ありがとうございます。

あまり年間を通して頻度はそんなに多くないかという印象を受けたんですけども、や

っぱり中学校と私立高校の部活動のような状況ではないということが分かりました。そのうちマイクロバスですか、何回ぐらい利用されていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

先ほどお答えしました遠方への移動を伴うケースにつきましては、マイクロバスを含め、借り上げバスを利用した事例は、サッカー部やソフトテニス部、吹奏楽部など、昨年度は全4校で7件でした。これらの借り上げバスにつきましては、いずれもバス会社が運行する車両を利用したものでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

意外と少ないんやなと思うんですけども、何よりバス会社が運行している車両を利用してくれているということに安心しました。

では、次の質問ですけども、部活動の遠征の移動手段についてですけど、公共交通機関の利用を基本とし、移動の人数規模や行き先に応じて教員の自動車や市の公用車、状況によって保護者に送迎をお願いしていますと答弁がありましたけども、公共交通機関や市の公用車、保護者の送迎などというそれぞれ移動形態がある中で、その移動手段の判断の基準というのは何かあるんでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

活動の遠征に際しましては、公共交通機関、それから事前に校長承認を得た職員の自家用車、それから市の公用車、そして保護者による送迎など、複数の移動手段があります。これらの選択につきましては、現時点で明文化された判断基準を定めているものではありません。移動する人数や目的地までの距離、行き先、経路、さらには大会の種別などを総合

的に勘案し、その都度、各学校において適切な手段を選択しております。

中でも公式大会への移動の場合は、公共交通機関に加え、市の公用車を利用することが増える傾向にあります。さらに、県大会や近畿大会のように、目的地までの距離が遠くなる場合につきましては、公共交通機関に加えて、借り上げバスを利用することが増えます。

なお、いずれの場合におきましても、各部活動の顧問が移動計画を作成し、学校長の承認の下で移動手段を決定しているところです。

このように、移動手段の決定に際しましては、顧問の判断によることなく、学校長による確認を得る、そういう仕組みとすることで組織的な安全管理に努めているところでございます。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

移動する人数、距離、行き先、経路など、総合的に考えているということがよく分かったんですけども、部活の顧問の先生だけで判断しているんじゃないかと、学校で総合的に判断して決めてくれているということで、顧問の先生にとっても負担が軽減されているんじゃないかなって、いいことかなと思います。

次もちょっと気になっていた質問になるんですけど、部活動顧問や引率教員の労務負担についてなんです。部活動の移動の多くは、土曜日、日曜日の休日が中心になる中、多くの教員が生徒の活動と成長を支えたいという思いから献身的に職務に当たっていると認識していると答弁がありましたが、部活動の顧問には熱心に指導される先生や、生徒を成長させたいという情熱のある先生方が多いと分かっていますが、ですが、その一方で、近年、教員の働き方改革も取り沙汰されています。部活動の顧問や引率教員への振替休暇や引率

手当などの処遇はどうなっていますでしょうか。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） お答えいたします。

部活動の顧問や引率教員の実情としましては、勤務の割り振りを変更することで振替休暇を取得することができますが、ほとんど行われていないというのが実情です。そのため、週休日の振替を行わず、土曜日や日曜日などに4時間以上の部活動の指導業務に従事した場合は特殊業務手当というのが支給されることになっております。ただし、この手当につきましては、週休日の振替などの措置が行われず、実質的に休日勤務が発生した場合に対する保障的な性格を有するものですので、週休日の振替により平日に休みを取得した場合については、原則として当該手当は支給されない仕組みとなっております。

教育委員会としましては、教員の負担に十分配慮し、適切な勤務環境の確保に努めることが重要であると認識しておりますが、処遇につきましては、振替休暇の取得と特殊業務手当の支給という二つの仕組みが整理されているものの、実際は、月曜日から普通に授業が始まりますので、土日に指導に当たっていただきましても、実際は振替休暇が取得しにくいという状況にあることを認識しております。

以上です。

○議長（田中博晃君） 10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君） ありがとうございます。

それはそうですね。だいたい大会といえど土曜日、日曜日になると思うんですけども、先生だって月曜日からまた普通に授業があるわけですから、実際、先生は休まれへんのやろうなと分かるんですけども、本当に日頃から子どもたち、生徒のためにご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

そうなりますと、次の質問なんですけども、国からの通知、「部活動の遠征等における安全確保について」を拝見したところ、そこには、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会など学校の設置者や学校組織全体で対応に当たることが重要であると示されています。市や教育委員会から学校の部活動や顧問、引率の先生方に何かサポートできることはありますでしょうか。

○議長（田中博晃君） 教育部長。

○教育部長（岡 一行君） お答えいたします。

教育委員会としましては、生徒が充実した部活動に取り組むことができる環境を整え、指導に携わる教員の負担軽減を図ることが重要であると認識しております。こうした考えの下、現在、幾つかの取組みを進めているところです。

まず一つ目です。外部の専門人材の活用です。本市では、部活動の指導をサポートするため、部活動指導員を配置しております。各学校からの希望に応じて配置しており、令和7年度の実績としましては、市内で8名、例えばですけども、美術、吹奏楽、剣道、卓球、サッカー、バスケットボールなどの専門指導員を配置しております。加えて、現在準備を進めているところですが、休日の部活動の地域展開を進めることにより、将来、教職員が休日の指導に関与しない休養日を制度的に担保することにつなげていきたいと考えております。

2点目です。2点目は、休養日の設定です。壇上からの答弁でも申し上げましたが、本市では、平日に1日、休日に1日を部活動の休養日としております。これにより、生徒の適切な休養の確保と教員の負担軽減の双方を図っているところです。

三つ目は、生徒派遣に係る経費の支援です。本市では、公式大会への出場などに際しての

生徒派遣費を予算化しており、各中学校の計画に基づき、公共交通機関の運賃や借り上げバスの運賃を支援しています。

このように、教育委員会としましては、人材面、勤務環境面、そして財政面のそれぞれにおきまして、学校や顧問を支える取組みを継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

外部の専門人材を活用ということは、いいことをやってくれていると思います。専門的な部活動の指導をサポートできる人材はなかなかいないと思いますが、8名と言わず、もっとたくさんの指導員を中学校に入れてあげていただきたいと思うんですけども。

休養日の設定も的確な判断だと思います。熱血な先生も多いと思いますが、大会前とかになったら、大会のないときは少しでも身体的、精神的な負担を抑える日というのも取っていただきたいと思います。

そして、予算的にも必要なものはどんどん要求してあげてほしいと思うんですけども、先生方の指導や部活動を通して、最終的に子どもたちに還元できるものなら市長も分かっていたいただけると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後の質問になるんですけども、大事なことは、部活動に伴う移動において、市の公用車であっても、マイクロバスであっても、顧問をはじめ、先生方が運転や引率において、事故なく安全に送迎、往復できるということでございます。そして、その安全管理ができていくということです。生徒の安全と教員の負担軽減に向けて、今後どのような環境整備を進めていくとお考えでしょうか。

○議長（田中博晃君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

本市の取組みにつきまして、生徒の安全確保と指導体制の持続可能性という二つの観点があります。

一部繰り返しとなりますが、一つ目は、生徒の安全管理、安全確保です。遠征時の移動の安全管理につきましては、文部科学省からの通知の趣旨にのっとり、貸切りバス等を利用する際には、国の許可を受けた事業者と適切に契約すること。これを改めて各学校に周知徹底しております。また、移動距離、運行の時間、それから運転者の負担等を考慮した無理のない移動計画を策定するよう指導するとともに、遠征に際しての生徒派遣費につきましては、各中学校の計画に基づき支援を継続し、安全な輸送環境の確保に努めてまいります。

2点目は、指導体制の持続の可能性です。これは、部活動指導員の配置や、将来的な休日の部活動の地域展開により、教職員が休日の指導に関与しない休養日を制度的に担保していきたいと考えています。

教育委員会としましては、国や県の動向を注視し、各学校との連携を密にしながら、生徒の安全を最優先に据え、双方にとって持続可能な部活の在り方を追求したいと考えております。

以上です。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございました。

今回、私も運送業に携わっている者として気になったことを質問させていただいたんですけども、今回の質問の中でいいなと思ったのが、部活動に外部の専門人材の活用ということをやっているところです。正直、先生の中には、担当する部活そのものを経験したことない、私でも中学校のときにバスケット部の先生が、担任が来てくれたんですけど

ども、バスケットをやったことがない先生やって、僕らのほうがうまいというか、ドリブルやっとなんやけど、ボールのほうが先に先生の向こうへ行ってしまうととか、そんな先生もおりましたけども、そんな意味で、そういう先生の負担も軽減できると思います。

部活動の移動についても一般質問でしたが、そういう専門的な指導者によるサポートももっとしてあげてほしいと思います。そして、部活動顧問の先生方にも働き方改革が取り入れられるようなら、子どもたちの部活動指導もさらによいものになると期待して、一つ目の質問は終わらせていただきます。

○議長（田中博晃君）次に、質問項目2、区業務のデジタル化に伴う集会所の環境整備に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）区業務のデジタル化に伴う集会所の環境整備についてお答えします。

本市の区・自治会への補助制度は、令和4年度から持続可能な地域コミュニティ発展交付金、通称SDGs交付金として、従来の区・自治会に対しての補助金を集約して交付しています。

また、令和6年度からは、区・自治会で独自に取り組んでいただいている地域活動に積極的に活用いただけるよう、地域の特色を生かした事業、プラスファイブを交付金に加えることで、区業務のDXやデジタル回覧板への取組みなどを推進、支援しているところで

す。

1点目の機器設置支援についてですが、地域の特色を生かした事業、プラスファイブの事務改善事業で、区業務のDX化に係る機器の購入も対象ですので、ご利用いただければと考えます。

次に、2点目の集会所へのWi-Fi環境整備についても、地域のDX化には不可欠であるため、機器設置支援と同様の事務改善事業で支援できるように対応してまいります。

なお、Wi-Fi環境設置後のランニングコストは、SDGs交付金のうち、集会所管理運営分で対応いただければと考えます。

最後に、3点目の地域DXの将来像についてですが、各家庭への端末配布は、財政的な面もあり、現時点では考えていません。

今後も社会のデジタル化は急速に進むと思われませんが、市としては、デジタルとアナログのバランスを図り、市民の皆さまが世代を超えて支え合えるコミュニティを築くため、便利で効率的なDXの導入と市民及び区・自治会等への支援を継続することで、地域全体の持続可能なDX化を推進してまいります。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君、再質問ありますか。

10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

1点目のDX化に係る機器購入も、Wi-Fiの機器も今後考えていただけるということで、本当にありがたい話でございます。

それでは、再質問させていただくんですが、令和4年から持続可能な地域コミュニティ発展交付金、通称SDGs交付金を区・自治会に交付しているとのことですが、この交付金の目的を教えてください。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）この交付金の目的ですが、区自治会が地域の課題を自主的に解決し、持続可能でよりよい地域社会の実現に資するために、住民自らが行う行動を支援し、住民の自治振興及び市民協働によるまちづくりを推進することが目的となっています。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

市民協働によるまちづくりの推進ということですけども、それでは、どれだけの区・自治会がこの交付金を活用されていますでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）109の区・自治会があるんですけれども、令和6年度では108の区・自治会、7年度では107の区・自治会に対して交付しまして、活用いただいているところです。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

活用している区・自治会からの反応とか、効果はどんな感じでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）今回は、事務の手続きの簡略化とかというところ狙いにごさしまして、これまで各課にまたがっていた補助金が一元化されて、手続きが一本化したことで、区自治会の会長等の負担軽減につながったという声を確認しています。地域の特色を生かした事業、プラスファイズによりまして、区・自治会が独自に企画した活動に活用していただいているところです。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

確かに、私、今、堺原の区長もさせていただきまして、紀見地区区長連合会の皆さんともお付き合いさせていただいたり、お祭りの関係で隅田地区区長会の皆さんとも一緒に会議とかをさせていただいたりしておるんですけども、その中でも、本当に区民のために使いやすいこの補助金やということで、非常に皆さん喜んでくれています。この補助金を続けてほしいということを出長にお伝えくださいということですので、お伝えしておきます。

それでは、昨年度は地域の特色を生かした

事業、プラスファイズのメニューがデジタル推進でしたが、今回のD X推進に関わるメニューがデジタル回覧板に変更になり、地域に応じたD X化への取組みがしにくくなった印象があるんですけども、この点についていかがでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）しにくくなったと考えられている自治会もあるということなんですけれども、自治会の中では積極的に取り組みたいというところがあれば、どう取り組んでいいかわからないというようなところもございます。積極的に取り組んでくるような、今回の回覧板もそうなんですけれども、効果があると思われるようなところにポイントを置きまして、今回については、まずは身近な取組みとしまして、回覧方法をデジタル回覧板へ切り替えるということにして、シンプルに進めたいというふうに考えました。

デジタル回覧板の導入は、単なる広報資料の回覧にはとどまらず、災害時の安否確認ですとか、独自の啓発、周知などの機能もございます。地域住民の見守りや情報提供に資することが期待できるというふうに考えております。

ただし、今回、変更にあたってはちょっと急な変更というような形になりましたので、区・自治会の事前説明、周知が不十分であったという声も出ておりました。その点につきましては、課題として認識しております。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）正直なところ、デジタル回覧板の説明に関しては、周知とか本当に不十分というか、いきなりやったもので、区長がかなり、ほんまにこれできるんかという不安と、私らの年代やったら、まだQRコードを読んだりとかそういうこともできるんやけど、なかなかそういうこともやっぱりまだ

分らない区長も多いので、困っております。

一方で、今、部長がおっしゃってくれたみたいに、隅田地区の区長らと私も勉強会をさせていただいて、呼んでいただいて、各区から2人集まって、デジタル回覧板の登録の仕方から活用の仕方まで、自分ら独自で勉強されて、開催して、橋本市が行う事業やったらむしろ一生懸命勉強して協力しようやという、そんな思いで一生懸命やってくれていたということもちょっとお伝えしておきます。

それで、デジタル回覧板を実施するにあたり、使い慣れている、僕らが使っている緑色のマークのSNS等アプリを使うことは可能でしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）緑色のアプリとおっしゃったんですけど、いわゆる不特定の方が一斉にやり取りできるような仕組みの回覧板にしてしまいますと、流した回覧に対する意見とかいろんな意見が飛び交ってしまって、本当の目的というのがなかなか達成されにくいと、そういうようなことが懸念されます。こうしたリスクを回避するために、回覧板の専用アプリの利用というのを推奨しているところです。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）分かりました。そう言うていただいたら本当にそのとおりやと思います。グループラインでは、なかなかいろんな意見が飛び交う場所なので、難しいところもあると思います。

そしたら、デジタル回覧板が進めば、印刷費などのコスト削減が見込まれますが、それでも端末配布、これはちょっと僕も無理かなと思っているんですけど、ちょっと質問してくださいということも言われていますので、端末の配布など、地域のDXの補助拡充は考え

ていませんでしょうか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）この回覧板を区自治会で活用していただけますと、やはり役員の方ですとか、ここにも、先ほど議員もおっしゃったように印刷・製本費だとか、そういう手間とか印刷費とか、コスト的にも浮くというようなメリットがあるというのは、皆さん認識してくださっていますが、なかなかデジタル回覧板を導入するというのもそうだったんですけども、一気に全部を変えてしまうと、やっぱり対応できない方、ご高齢の方、これはどうしたらいいんだとかという状況にもなりかねないというふうには考えています。ですので、一気に全て変えることができないのであれば、例えばある一定の班ですとか、ある役員だけとか、そういった形で試験運用等をしていただきまして、デジタルとアナログのバランスをしっかりと配慮しながら、デジタル回覧板の導入活用は進めていきたいと思っています。

それから使用する機器についてですが、先ほど壇上答弁でもさせていただきましたが、やはり皆さまに配布するというのは、なかなか財政的にも難しいことがございますので、各自日頃から使い慣れたスマートフォン等を基本としまして、そうした機器を活用したデジタル化の推進がDXの推進につながるのかなというふうに考えています。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ありがとうございます。

そこはちょっとなかなか一気にというか、なかなかそれは難しいやろうなということを思いながら質問させていただいたんですけども、これで最後の質問になるんですけども、広報の回覧だけでなく、今おっしゃってくれたみたいに災害時の安否確認や独自の啓発、周知など、様々な機能を活用することで地域

住民の見守りや情報提供などに役立つと期待できるデジタル回覧板の導入について、行政に背中を強く押していただいたというような感じを受けますが、高齢化が進む地域や、インターネットやSNSに詳しい人がなかなか見つからない地域など、やりたいけどもできへんがなという、二の足を踏んでいる地域も正直あります。誰一人取り残さないDX推進ですので、何かお考えはありますか。

○議長（田中博晃君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）先ほど議員からも、隅田地域は全体的に取り組んでみようと言っていたのは非常にうれしく思っています。そういった積極的に導入に対して検討いただける区・自治会がございましたら、私どものほうに、地域振興室のほうにご連絡いただきまして、しっかり導入に向けてどういう取り組みが必要なのかというのを説明させていただきますし、地域に応じたDXを今後支援していきたいというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君。

○10番（垣内憲一君）ちょっと遅れましたけども、遅れましたというか、ちょっと補足ですけども、紀見地区区長連合会のほうでも、全員、できる場所はしょうやと。とにかく申請だけさせてもらって、一度市の職員らに来てもらって、1回勉強しようやという前向きなお話にはなっておりますので、付け加えてお話しさせていただきます。

本当にこのデジタル回覧板、今回の補助金の件で突然ぽっと出てきて、どこかの地域がそれをやっているということで、おまえらもやったらどうや、ええんちゃうかって、そういう動きにはなったんやけども、実際アプリを、橋本市が紹介してくれた、あそこの地域はこれを使っているよというアプリを見させ

てもうたら、地域によったら補助金じゃ全然足りない。それこそ区の区費をたくさん支出していかなあかんような状況にもなるし、やっぱり皆さんが困るとるのが、先ほど言うたみたいに、どうしたらいいか、使い方が分かれへん、やり方が分かれへんというのが、そこがやっぱり一番ネックじゃないんかなって。

そこら辺で、橋本市がこのデジタル回覧板をどこまでしたいんかなという。最初、説明を聞かせてもうても、取りあえず2人か3人でもやり始めてもうてと言うたかって、2人か3人でやったかって意味ないしな。そないなったら、緑のアプリのほうが取りあえずはみんなに送れるさかい楽なんかなとかね。ほんで、調べとったら、紹介していただいたデジタル回覧板のアプリも無料のやつもあるし。だから、1回そこら辺をもうちょっと橋本市として、例えば、そのアプリを取るのにお金がかかるんやったら、もう市全体として橋本市が交渉していただいて、ちょっとでも安くできるとか、無料のアプリやったらこのアプリを使ってくださいとか、何かやっぱり示してあげたほうが皆、混乱というか、迷えへんのかなという、ちょっとそこは私も中に入らせてもうて感じました。

そこら辺だけちょっとまた、これからどうなるか分かりませんが、また担当課でいろいろ話をしてもらって、また各地区の区長にまた説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私の質問はこれで終わります。

○議長（田中博晃君）10番 垣内君の一般質問は終わりました。

この際、4時5分まで休憩いたします。

（午後3時54分 休憩）

（午後4時5分 再開）

○議長（田中博晃君）休憩前に引き続き、会

議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番13、12番 小林君。

〔12番（小林 弘君）登壇〕

○12番（小林 弘君）皆さま、改めまして、こんにちは。本日最終となりました小林です。よろしくお願いします。

一般質問入る前に、前段でちょっとお話ししたいのは、開会日の日に、橋本市議会になって15年ということで、同期の議員と表彰を頂きました。本当に市民の皆さまに感謝するとともに、市の職員にも感謝を申し上げたいと思いますので、ありがとうございます。

それと、15番の議員、そして7番の議員が橋本駅前についていろいろとおっしゃっていました。橋本駅前がこれからどんどんとぎやかになるようお願いするとともに、何か昔、小さい頃を思い出したなと思って、印刷屋の手前のほうに食堂がありまして、その、僕、小さいときに母親に連れていただいて、巻きずしを切る人、その店主がいらっちゃって、すごく上手に切っとなのを今でも覚えていますし、あの角でちょうどたこ焼きを売っていたりとか、ニチイの中にジュークボックスがあったりとか、下へ降りたときの喫茶店の中にジュークボックスがあったりかって、すごい思い出しました。本当に橋本駅前、これからどんどんとぎやかになるようによろしくお願いします。

一般質問させていただきます。

合併処理浄化槽の修理・更新に関する補助制度についてです。

昭和60年代から普及が始まった合併処理浄化槽は、平成13年の浄化槽法改正によって単独処理浄化槽の設置が禁止されたことを受け、急速に普及しました。それから約25年が経過した現在、設置当時に導入された多くの浄化槽が老朽化により機能不全や故障が懸念され

るフェーズに入っています。

しかし、現在、これからの浄化槽の修繕や更新にかかる費用は、浄化槽管理者である市民が全額自己負担しなければなりません。公共下水道や農業集落排水が整備されていない地域においては、合併処理浄化槽は生活排水を適正に処理するための極めて重要なインフラです。維持管理費用が経済的負担となり、適切な修繕が放置されることは、将来的な公共水域の水質悪化や周辺環境への悪影響を招くおそれがあります。

市民の経済的負担を軽減し、地域の良好な生活環境を維持していくため、既設の合併処理浄化槽の修繕及び更新に対する補助制度について2点質問させていただきます。

1、市が実施している合併処理浄化槽新設や接続替えに関する補助制度について。

2、合併処理浄化槽の修繕や更新費用に対する補助制度と今後方針について、伺わせてください。よろしくお願いいたします。

○10番（垣内憲一君）12番 小林君の質問、合併処理浄化槽の修繕・更新に関する補助制度に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（堤 健君）登壇〕

○上下水道部長（堤 健君）合併処理浄化槽の修繕・更新に関する補助制度についてお答えします。

1点目の市が実施している合併処理浄化槽新設や接続替えに関する補助制度についてですが、本市の汚水処理は、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽の三つの方式で構成されており、合併処理浄化槽の設置基数は3,600基余りです。

公共下水道区域や農業集落排水区域以外の区域において、合併処理浄化槽の新設や、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に対し、国及び和歌山県の補

助金を活用し、合併処理浄化槽の推進に取り組んでいます。さらに、令和3年度から令和8年度までの期間において、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの転換に限定し、本市独自の上乘せ補助制度を設けることで転換促進を図っています。

2点目の合併処理浄化槽の修繕や更新費用に対する補助制度と今後の方針についてお答えします。合併処理浄化槽の耐用年数は、設置場所及び保守点検や清掃状況によって異なります。構造にもよりますが、本体で概ね30年以上、機器設備類で7年から15年程度とされており、本市においても修繕や更新が必要になる施設が相当数存在すると考えています。

ご指摘のとおり、合併処理浄化槽の修繕や更新が必要な浄化槽について、市民の皆さんが全額ご負担されている状況は認識していますが、現在のところ、本市では合併処理浄化槽の修繕や更新費用に対する補助制度は設けていません。

補助制度の拡充には、国及び和歌山県の支援が望まれるところです。従来、合併処理浄化槽の修繕及び更新は、国・県ともに補助対象外でしたが、令和7年度より国の補助要件が見直され、新たに補助対象に追加されました。これを受け、本市では、財政状況を勘案しながら補助制度の拡充に向けて検討を進めています。

○議長（田中博晃君）12番 小林君、再質問ありますか。

12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

再質問させていただきます。補助の対象となるものはどのようなものが考えられますか。

○議長（田中博晃君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）浄化槽の更新に助成している先進の他市では、本体に対し

ての補助というのはあまり見られていません。ところが、一方で、プロアとかポンプと呼ばれる浄化槽の機器類の故障、これは故障の頻度が高いので、これらの修繕、更新に対して力を入れている自治体が多くあります。本市もこれらの状況を参考にしながら補助対象を決定していきたいというふうに考えております。

○議長（田中博晃君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

次に、補助を受けることのできる条件はどのようなことを想定していますか。

○議長（田中博晃君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）ご存じのとおり、浄化槽というのは、基本的に適正な維持管理というのが必要になります。これができてないのに故障したと言うて補助を出すというのは、あんまりええことないのかなというふうに考えています。少なくとも浄化槽法に定められております、いわゆる保守点検、そして毎年の清掃、そして毎年の水質に関する法定検査、これをきっちりしているかどうかというのは大事になるのかなというふうに考えています。これでまた故障の頻度というのも変わってくるというふうに考えております。だから、これらが適正に実施されているかどうか、あと設置後の経過年数、これなんかも含めて考えらなあかんというふうに思っております。

いずれにしても、他市の状況などを参考にしつつ制度設計をしていきたいというふうに考えております。

○議長（田中博晃君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

合併処理浄化槽の修繕や更新について、国は補助条件が見直され、補助の対象となった

とのことですが、この国の補助を活用した場合、市の負担割合はどのようになりますか。

○議長（田中博晃君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）先ほども答弁いたしましたけども、国の補助はあるんですけども、県の補助がないという中では、負担割合は通常は市は3分の1でいけるんですけども、これは3分の2になるというふうに考えております。というのも、現在、市で実施している合併処理浄化槽の新設や、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換については、国に加えて県の補助もあります。この場合は、国3分の1、県3分の1、市3分の1となっています。

一方で、県の補助が、今回の分は今現在ございませんので、合併処理浄化槽の修繕とか更新につきましては、国の補助制度のみとなるので、その負担割合は市が3分の2となるというふうに考えております。

○議長（田中博晃君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

国と同様に和歌山県にも補助があれば、市の負担割合が減ると思われるかと答弁いただきました。県へ合併処理浄化槽の修理や更新に対する補助を要望すべきではないですか。

○議長（田中博晃君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）今おただしのとおり、県に補助制度があれば、市の負担は減少します。県が補助要件を設定した場合は、設計制度がどうなるか不明ですけども、仮に新設や転換と同様の割合とすれば、国3分の1、県3分の1、市3分の1となって、市の負担というのは大幅に減少します。県には市町村の実情に合わせた制度設計となるよう要望してまいります。

○議長（田中博晃君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）ありがとうございます。

国がもう出してあげてもええよと言っている、県が出してくれてないということで、私ら議員としても県に強く要望するようにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ぜひとも、合併浄化槽とかになって長い年月がたつとるので、前向きなご意見をちょっと市長にお伺いしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）市長。

○市長（平木哲朗君）小林議員の質問にお答えをします。

確かに、どんどん物をつくれば老朽化するというのは、これは当たり前のことです。その中で、今、部長が申しましたように、今後、受益者負担というのも考えてもらうような形も必要かなとは思いますが、市は3分の1出すよというふうな、逆に県が出さない場合、そういう制度設計もできるのかなというふうに思います。どんどん古くなってきますし、下水の来ないところに合併浄化槽を埋めていただいているという問題もありますので、できるだけ制度設計をしていきたいと思っています。

農業集落排水は、上中・下中、西川で最終終わって、全部下水につなぐようになりますので、そういうところの優位性というのもあるかと思います。その中で、財政状況も見ながら、どういうふうな補助制度をつくっていくのがいいのかというのを上下水道部とも検討しながら、できるだけ早く制度ができたらなと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中博晃君）12番 小林君。

○12番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

橋本市議会議員としてもしっかりと県のほうへ意見を届けて、県も一緒に補助していた

だけのように頑張る努力をさせていただきます。よろしくお願いします。

これからどんどん増えてくる、これを何で質問させてもろたかというのは、市民の方から相談を受けて、更新するのに120万円ほどかかるんやけどという話で、120万円って全ての工事が120万円なんですけど、なかなか個人で120万円はきついなということで、補助してくれることないかなと相談を受けたんやけど、やっぱり担当課に聞いても、今の現時点ではありませんよということなので、これからどんどん年数がたてば傷んでくるやろうし、ブロアというんですかね、よう潰れるのは。ああいう備品についても、そういう補助があれば市民の人が助かっていくのかなと思います

ので、どうかよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（田中博晃君）12番 小林君の一般質問は終わりました。

○議長（田中博晃君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明6月17日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

（午後4時21分 延会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議 長 田 中 博 晃
6 番 議 員 高 本 勝 次
12 番 議 員 小 林 弘

